

14.7  
476



0042620-000

14.7-476


教育界ニ起リタル裁判トソノ判  
決

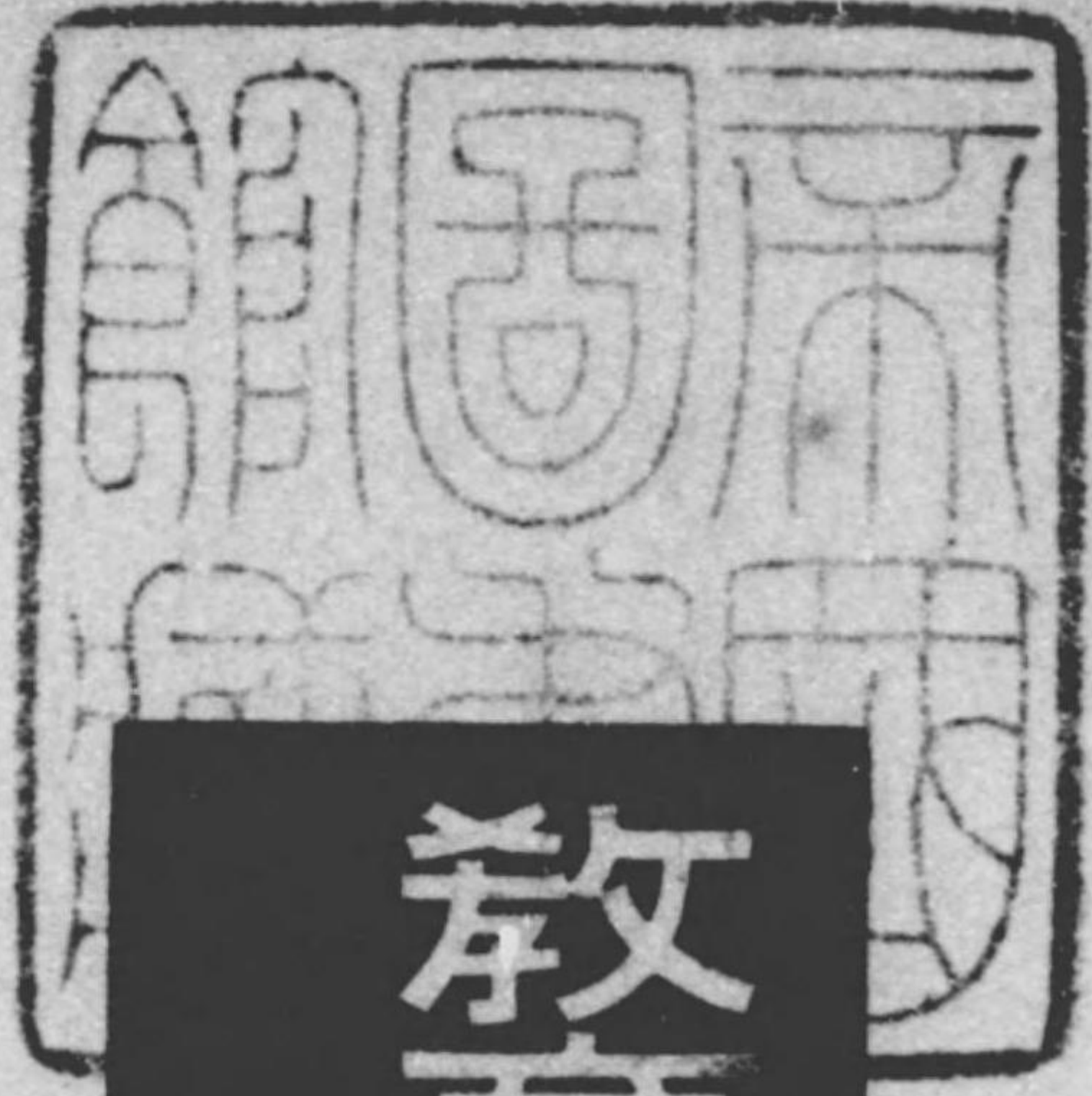
判決調査会・編

判決調査会

昭和4

AHD





教育界ニ起リタル裁判トソノ判決

恩給法註釋



147-476

### 教育界ニ起リタル裁判トソノ判決目次

注意(本書ニ記載シタル姓名ハ假名ニシテ實名ニ非ス)

- ◎小學校教員カ兒童ヲ懲戒スルニアタリ兒童ヲ負傷セシメタルトキハ傷害罪ヲ構成スルヤ 一
- ◎小學校ノ生徒カ學校ヨリノ歸途他ノ生徒ヲ毆打シ負傷セシメタルトキハ學校長ノ責任ナリヤ親權者ノ責任ナリヤ 八
- ◎小學校ノ遊動圓棒カ挫折シ小學校兒童ヲ死ニ至ラシメタル場合ハ學校長ノ責任ナリヤ市町村ノ責任ナリヤ 一八
- ◎小學校長ノ三人以上乗ルヘカラストノ禁止命令ニ背キ十數名乗リテ遊動圓棒ヲ挫折シ死亡シタル兒童ハ自己ノ過失ナリヤ又ハ右禁止命令ハ幼童ニ對シテハ法律上無効ニシテ兒童ニ過失ナキヤ 一八
- ◎教師ノ懲戒權ハ校外ニ及ハサルヤ 四〇

- 小學校長及教員ノ懲戒權ハ如何ナル範圍ニ及フヤ 四一
- 小學兒童ノ通學ノ途中ナシタル不法行爲ニ就キ學校長ハ民事上ノ責任ヲ負フヘキヤ 四三
- 未成年者ノ不法行爲ト親權者ノ責任 四四
- 小學校ノ生徒カ銃ヲ弄ヒテ他人ヲ傷ケタル場合ニハ何人カ責任ヲ負フヘキヤ 四六
- 尋常科六年ノ受持教員カ同女生徒ヲ姦淫シタル刑事事件 四七
- 小學校用ノ梯カ顛倒シテ小學生ヲ死ニ至ラシメタル損害賠償事件 五二
- 少學校教員ノ兒童毆打事件ノ裁判並小學校代用教員カ兒童ヲ毆打シ負傷セシメタル場合ハ市町村カ右ノ損害ヲ賠償スル義務アリヤ 六七
- 小學校校舍ノ瑕疵ニ基キ生徒ヲ負傷セシメタル場合ハ何人カ責任ヲ責フヘキヤ 八三
- 學齡兒童ヲ雇傭スル契約ハ小學校令ニ反スル無効ノ契約ナリヤ 八四
- 學齡兒童ヲ工業主カ雇傭シタル場合ニハ犯罪成立スルヤ 八六
- 學齡兒童保護者カ就學義務ヲ怠リタルトキハ如何ナル制裁アリヤ 八八
- 贈賄シテ校長トナリタル校長ニ對スル刑事事件 九〇

- 中等教員カ名義上小學訓導ヲ兼務シ懲兵忌避トシテ檢事ニ起訴セラレタル事件 九二
- 女學校長カ教ヘ子タル女生徒ニ對シ汚行ヲナシタル懲戒事件 九四
- 小學校ノ建築ニ關シ村長カ收賄シタル事件 九六
- 中學校教諭カ校友會費ヲ横領シタル刑事事件 一〇一
- 校内ニテ女學校長カ生徒用教科書其ノ他學用品ノ販賣ヲ許可シタル刑事事件 一〇六
- 視學ニ贈賄シテ昇給又ハ榮轉シタル校長ノ刑事責任 一〇九
- 收賄シテ校長及教員ヲ昇給或ハ榮轉セシメタル視學ノ刑事責任並ニ小學校長及首席教員カ教員互助會費ヲ横領シタルヲ知ツテ行政處分ヲナス病氣ニヨル退職トシテ昇給ノ上退職セシメタル場合ニ視學ハ背任罪ヲ構成スルヤ 一〇九
- 小學校教員カ十三年餘ヲ訓導トシテ勤績シ小學校令第二百二十二條第一號ニヨリ一ケ年ノ休職ヲ命セラレ休職期間滿了ノ翌日再ヒ小學校訓導ニ任セラレ一ケ年餘ヲ勤績シ再ヒ百二十二條第一號ニヨリ休職ヲ命セラレタル場合ニハ十五年以上ノ勤績者トシテ恩給年金ヲ請求シ得ルヤ又ハ休職期間滿了ノ日一時退職シタルモノトシテ取扱ハルルヤ 一二〇

- 小學校教員カ休職ヲ命セラレタル場合ニ之ニ對シ不服ノ行政裁判ヲ提起シ得ルヤ否ヤノ行政裁判 四 一二九
- 病氣其ノ職ニ不堪トテ退職シ恩給ヲ請求シタルニ縣知事ハ自己便宜ニ依ルモノナリトノ處分ヲナシタル場合ニ之ニ對スル行政裁判 一三一
- 縣知事カ誤テ恩給請求ノ基礎タル在職勤続年數ノ算定ヲ短縮シテ計算シタルニ對シ教員カ右ニ對シ一定ノ期間内ニ行政訴訟ヲ提起セサルタメ恩給權ヲ拋棄シタルモノト看做サレ權利ノ一部ヲ喪失シ恩給額減額セラレタル事件 一三六
- 小學校教員カ小學校ニ勤務中普通恩給ノ改定ノ手續ヲナササルタメ恩給請求權カ消滅シタル事件 一三六
- 教員ノ退職許可ノ効力發生時期ハ何時ナリヤ 一四二
- 小學校建築ノタメ村カ積立金ヲナシタル場合ニ之ヲ他ニ運用シ得ルヤ否ヤ 一四五
- 小學校教員カ年功加俸ノ支給ヲ求ムル行政訴訟ヲ提起シ得ルヤ 一四七
- 小學校訓導カ十九年勤続シタリトテ退職料ノ支給ヲ求メタルニ在職年數十五年未滿ナリト却下シタル處分ニ對スル在職年數通算ニ對スル裁判 一四七

警察犯處罰令目次

- 新聞紙上ニ廣告(謹賀新年ノ如キモノヲ含ム)ノ掲載ヲ強要スル者ニ對スル警察犯處罰令ノ適用
- 新聞雜誌等ヲ勝手ニ送達シ又ハ勝手ニ廣告ヲナシ後ニ代金ヲ請求スルモノニ對スル同法ノ適用
- 面會ヲ強要シ又ハ強談ヲナスモノニ對スル同法ノ適用
- 教育者カ新聞記者又ハ暴力團等ニ脅迫セラレル場合ニ秘密ニ警察署ニ取締方ヲ依頼スル書式

## 恩給法目次

- 恩給ノ債務ノ判例 第一條
- 恩給ノ種類 第二條
- 年金タル恩給ノ期間 第三條
- 増加恩給ノ給與ノ始期ハ何時ナリヤ 第三條
- 公務員死亡後胎兒ハ何時ヨリ恩給ヲ請求シ得ルヤ 第三條
- 恩給金額ノ切上ケ 第四條
- 恩給權ノ消滅時効 第五條
- 恩給權ノ消滅ノ判例 第五條
- 同上
- 小學校ニ勤務中ナルニ不拘恩給請求權カ消滅スル場合アリヤ 全上
- 消滅時効ノ中斷 第六條

- 消滅時効ノ停止 第七條
- 恩給ノ併給回避 第八條
- 新恩給法カニ以上ノ恩給ヲ併給スル場合 全上
- 文官ニ任セラレタル後待遇職員トナリ兩官職ヲ併有スル者退官シ待遇職員トシテ恩給ヲ請求スル場合ノ在職年ノ定メ方 同上
- 小學校教員十年郡視學三年縣視學七年郡長五年ヲ勤績シタル場合ニハ二個ノ恩給權發生ス何レヲ選フカ有利ナリヤ 全上
- 文官恩給ト武官恩給トハ之ヲ併給スルヤ 同上
- 小學校教員十五年縣視學三年郡長五年ヲ勤績シ縣視學トシテ最終恩給ヲ受ケ殘餘ノ郡長五年ニ就キ一時恩給ヲ請求シ得ルヤ
- 年金恩給ノ一般消滅原因 第九條
- 恩給金殘額給與 第十條
- 軍人恩給ハ差押フルコトヲ得ルヤ判例 第十條

- 恩給ヲ担保ニ金錢ノ貸借ヲナスハ法律上有効ナリヤ判例 第十一條
- 恩給ニ關スル債務者ハ貯金局ナリヤ判例 同上
- 恩給ニ關スル裁定官廳 第十二條
- 恩給權侵害ニ對スル救済 第十三條
- 具申及訴願ノ實例 同上
- 恩給ニ關スル行政訴訟ノ實例 同上
- 行政訴訟ノ提起期間ノ判例 同上
- 恩給請求書ヲ差戻シタル場合ハ具申ヲ提起シ得ルヤ 同上
- 内閣恩給局長ノ裁決ヲ經サル恩給權侵害ニ對シ行政訴訟ヲ提起シ得ルヤ判例
- 公務員準公務員ノ意義 第十九條
- 文官準文官ノ意義 第二十條
- 軍人準軍人ノ意義 第二十一條
- 教育職員及準教育職員ノ意義 第二十二條

- 準教育職員ノ意義 同上
- 臺灣公立實業學校教諭ハ教育職員ナリヤ 同上
- 恩給法上就職又ハ退職ノ日トハ何時ナリヤ 第二十七條
- 在職年計算ノ原則 第二十八條
- 兼任ノ在職年數ノ取扱方 同上
- 自己ノ便宜ニヨリ文官ヲ退キタルタメ恩給資格ヲ失フトキハ前ノ勤績年數ノ利益ヲモ失フモノナリヤ判例 同上
- 勤績年數ノ計算ニ端數ノ取扱方判例 同上
- 前在職ニ對シ一時恩給ヲ受ケ得ヘカリシニ實際之ヲ受ケサルトキハ前在職年月數ハ後ノ在職年ニ通算スヘキモノナリヤ 同上
- 一年未滿ノ切レ切ノ在職年ハ後ニ一時恩給ノ基礎トナルコトヲ得ルヤ 同上
- 新恩給法ト舊恩給法トノ除算年ノ比較 四十一條
- 舊法ノ自己便宜ニ非スト認メラレタル實例 四十一條



- ◎俸給ノ支給ヲ受ケサル兼務ノ在職年ハ之ヲ通算スヘキモノナリヤ 四十一條
- ◎公立學校書記無給ノ期間ハ恩給法上ノ在職年數計算ニ通算スヘキモノナリヤ 四十一條
- ◎教員養生ヲ目的トスル學校ニ入學シタル者中途退校シタルトキハ恩給上如何ニ取扱フヘキヤ 四十一條
- ◎教育職員ノ通算年ノ特則 四十二條
- ◎准訓導カ正教員トナリテ退職シ恩給ヲ請求スルトキハ准訓導ノ勤績年數ノ二分ノ一ニ相當スル年月數ヲ通算スヘキモノナリヤ 四十二條
- ◎教育職員ト待遇職員トヲ併有スル者ハ退職ノ場合ニ二個ノ恩給ヲ併給セララルヤ 四十四條
- ◎普通恩給及一時恩給ノ要件 四十五條
- ◎月手當支給中ノ在職期間ハ恩給法上在職年限ニ通算セララルヤ 四十五條
- ◎軍人恩給ノ改定判例 五十四條
- ◎恩給權ノ停止 五十八條
- ◎教育職員ノ恩給停止 五十八條

- ◎恩給停止ノ意義判例 同上
- ◎教育職員ノ普通恩給ノ金額算出方法 六十二條
- ◎初等教員ノ恩給額算出方法 同上
- ◎中等教員ノ恩給額算出方法 同上
- ◎中學校ト同等以下ノ程度ノ學校ノ意義 同上
- ◎師範學校附屬小學校ノ職員ハ小學校ノ教育職員トシテ恩給ヲ請求シ得ルヤ 全上
- ◎兼職ハ恩給法上在職年トシテ加給セララルヤ 同上
- ◎休職中ノ在職年ハ恩給法上勤務在職年中ニ算入スルモノナリヤ 全上
- ◎内地ノ小學校訓導ガ休職中臺灣ノ公學校訓導ニ就職スルトキハ勤績トシテ加給セララルヤ 全上
- ◎臺灣公學校訓導ハ恩給法上教育職員ナリヤ 全上
- ◎韓國官立學校訓導ハ恩給法上教育職員ナリヤ 同上
- ◎一旦退職シヨルモノ再就職シタル場合ハ前後ノ勤績在職年月數ハ恩給法上勤績在職年トシ

テ通算スヘキモノナリヤ判例 第六十三條

◎恩給請求ノ場合ニ在職年限ヲ誤算シタルトキノ救濟時期判例 六十三條

◎教育職員ノ一時恩給算出方法 六十九條

◎扶助料ヲ受クヘキ遺族ノ範圍 七十二條

◎扶助料ヲ受クヘキ遺族ノ順位 同上

◎婚姻届ヲナササル妻ハ遺族扶助料ヲ受クルコトヲ得ルヤ 同上

◎有夫ノ女教師死亡シタル場合ニ夫ハ一時扶助料ヲ請求シ得ルヤ 八十二條

◎恩給法施行前ニ疾病ニ掛リ恩給施行後退職シタルトキノ取扱方 八十五條

◎軍人恩給ヲ受クルモノ郡書記トナリ十五年以上勤続シタルトキハ恩給ノ併給ヲ生スルヤ判例 全上

◎恩給法施行前ニ給與事由ノ發生シタル恩給ノ取扱方 同上

◎新恩給法施行前ノ在職年ノ計算方法 九十條

◎歸休兵カ歸休ヲ合セラレタル即日巡査ヲ拜命シタル場合ハ恩給法九十條ノ在職繼續トシテ

前後ノ在職年ヲ通算シ得ルヤ判決 九十條

◎公務員在職中ニ教育職員ノ在職年介在スルトキノ取扱方 九十條

◎文官ト待遇職員トヲ併有スル者ノ恩給判決 同上

◎教育職員ノ在職年ノ通算 九十九條

◎教育職員ノ在職年ノ特別規定 九十九條

◎小學校教員ノ在職年ノ計算方法 同條

◎文官恩給ヲ受クルモノ教育文官ニ再就職スルトキハ恩給ハ停止セララルヤ 同上

◎文官恩給ヲ受クルモノ教育職員ニ再就職スルトキハ恩給ハ停止セララルヤ 同上

◎小學校訓導郡視學等ヲ勤続シ恩給ヲ教育文官トシテ支給セララルモノ其ノ後非教育文官ニ就職スルトキハ恩給ハ停止セララルヤ 同上

◎教育職員ノ普通恩給ヲ有スルモノ刑務所ノ教誨師ニ任セララルトキハ恩給ハ停止セララルヤ 同上

◎小學校訓導恩給施行前ニ縣屬トシテ教育課ニ轉任シタルモノ恩給施行後退職シタルトキハ

恩給請求ハ如何ニスヘキカ 同上

◎教育職員ト待遇職員ト併任ノ者退職モハ二個ノ恩給ヲ請求シ得ルヤ

◎恩給施行前ニ小學校訓導在職中ニ學校改廢ノタメ履歴書ノ上ヨリ見ルトキハ退職ト認めラ  
ルルモ事實上教育ニ從事シタルコト立證セラルル場合ニハ恩給法上勤績者トシテ恩給ヲ支  
給スヘキカ 同上

◎中學校教諭及農學校長等ヲ十五年以上勤績シ恩給施行後退職シタルモノ一方縣ノ技師トシ  
テ十五年以上勤績シタルトキハ文官恩給ノ外ニ教育職員ノ恩給ヲ併給セララルヤ 全上

◎第九十九條ノ教育事務ニ從事スル文官ノ意義 同上

◎恩給金額増額ノ標準

◎小學校訓導トシテ十五年以上勤績ノ後師範學校訓導ニ在職シ更ニ小學校長ニ轉任シ退職シ  
タルモノノ恩給

◎恩給ノ増額變更ノ判例

### 恩給法施行令

## 教育界ニ起リタル裁判トソノ判決

一、小學校教員ガ兒童ヲ懲戒スルニアタリ兒童ヲ負傷セシメタルトキ  
ハ傷害罪ヲ構成スルヤ

刑法第二百一十一條 業務上必要ナル注意ヲ怠リ因テ人ヲ死傷ニ致シタル  
者ハ三年以下ノ禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

### 判決摘要

一、小學校教員ガ不遜ノ舉動ありたる生徒に訓戒を加へんとして其の直立  
を命ずるため胸をつかみ引きたるに過て之を倒し因て創傷を負はしめたる  
ときは刑法第二一一條に該當するものとす(東京地方裁判所大正四年判決)  
二、小學校長及教員ガ懲戒權を行ふに當りては其の職務上周倒なる注意を  
用ひ兒童の身体を傷け健康を害するが如き結果の發生を防止するの義務あ

るを以て此等の注意を怠りたために傷害を與ふるときは刑法第二百一十一條の制裁を免れざるものとす（大審院大正五年判決）

三、小學校教員が職務上必要な注意を怠り兒童に傷害を蒙らしめたる被告事件に付唯「過て之を倒し」と判示せるのみにして具体的に被告が如何なる作爲を爲すへかりしか之を爲さざるか若くは如何なる作爲を避すべかりしに之を避せざるかを説示せざる判決は理由不備の違法あるものとす（全上）

四、懲戒權の行使に際し偶々發生したる傷害の結果に付き懲戒權者に對し刑事上責任の問ふべきものありとせば其採りたる手續が懲戒權の程度を超過し且該超過に付故意若くは過失の責むべきものある場合ならざるべからず（横濱地方裁判所大正五年判決）

五、本件控訴事實は被告は東京市本所區〇〇〇尋常小學校教員なりところ大正四年一月二十九日午後三時より其の擔任なる同校一年級の習字科授

業中他級生徒なる山口一郎（當十一歳）が壇に教室内に入り來り習字の妨害をなすものと認め之に退去を命したるに一郎は立去らんとするに際し侮蔑的の言語態度を爲したりとて之に慨し同人の胸部を捉へ引て床上に轉倒せしめ更に押して側壁に衝突せしめ依て其の後頭部に腫瘍右下腿外上部に皮下溢血傷を蒙らしめたりと云ふにあり（中略）而して控訴事實に指示せらるゝ程度の傷害が果して懲戒權の行使に際し發生したりとせず其の權限を超過したるものと認むべきは當然なりと雖も而も尙之に就き被告に故意若くは過失ありや否やの點に至りては之を肯定すべき證據充分ならざるものとす（全上判決）

### 判 決

大 野 一 郎

右の者に對する傷害被告事件に付大正四年七月十日東京區裁判所か言渡したる有罪の判決に對し被告人より適法なる控訴の申立ありたるを以て當裁

判所は大審院の移送判決により検事山口某干與審理を遂げ判決すること左の如し

主文 原判決は之を取消す被告人は無罪押收物件は之を所有者に還付す

#### 理由

本件控訴事實は被告は東京市〇〇尋常小學校教員なるところ大正四年一月二十九日午後三時よりその擔任なる同校一年級の習字科授業中他級生徒なる山口某當十一歳が壇に教室内に入り來り授業の妨害をなすものと認め之に退去を命じたるに山口は立去らんとするに際し侮蔑的の言語態度をなしたりとて之に慨し同人の胸部を捉へ引きて床上に轉倒せしめ更に押して側壁に衝突せしめ依て其の後頭部に腫瘍右下腿外上部に皮下溢血傷を蒙らしめたりと謂ふにありて教育上その判決の影響する所は極めて重大なるべきを思ひ當裁判所は法律上並に事實上の諸點に付き慎重なる審理を遂げたる處本件は畢竟懲戒權の行使に際し偶々發生したるものに外ならざるが故に

固より單純なる傷害罪を以て問擬すべき限に非ず

若し被告に對し刑事上責任の問ふべきものありとせば懲戒權行使として被告のとりたる手段が懲戒權の程度を超過し且該超過に付き故意又は過失の責むべきものある場合ならざるべからず

然り而して公訴事實に指示せらるゝ程度の傷害が果して懲戒權の行使に際し發生したりとせば其の權限を超過したるものと認むべきは當然なりと雖も而かも尙之に付き被告に故意過失ありや否やの點に至りては之を肯定すべき證據充分ならざるを以て既に此の點に於て被告に對しては刑事訴訟法第二百三十六條第二百二十四條を適用し無罪の言渡をなすべし押收物件は沒收に係らざるを以て同法第二百二條に則り所有者に還付すべきものとす然るに原判決が被告に對し單純なる故意に固る傷害の事實を認定し刑法第二百四條を適用處斷したるは失當にして本件控訴は理由あり仍て刑事訴訟法第二百六十一條第二項を適用して主文の如く判決す

(横濱地方裁判所刑事部大正五年九月十八日言渡)

(註) 本件は小學校教員にとり由々しき大事件と謂はねばならぬ小學校の教

員が児童を懲戒するにあたり少しでも児童を負傷せしむれば直にそれは傷害罪であると云ふのでは徹底せる教育を行ふことはむづかしいそこで此の事件を見るに第一審の東京區裁判所では被告は有罪の判決を受けた被告は此の有罪の判決に不服で東京地方裁判所に控訴したのである地方裁判所でも被告は第一審通り有罪の判決を受けた被告は尙之に不服で大審院に上告したところが大審院は被告の上告は理由があるから此の事件は横濱の地方裁判所に移送してもう一度裁判をやり直すと云ふことゝなつたのである

なせ東京地方裁判所に再度裁判をやり直せと云ふ判決を大審院は下さなかつたかと云ふにそれは同じ裁判所に同じことを二度裁判させると前に裁判をやつて事件の内容を知つてゐるととかく人間は先入主とな

ると謂ふところから同じ裁判所に同じことを二度と審理させぬことになつてゐるからである

大審院で横濱地方裁判所に此の事件を移送すると横濱地方裁判所では初めより審理をやり直し新に判決を下したのである此の判決を讀んで見ると裁判所の苦心の跡が歴然として見える判決に曰はく教育上その判決の影響するところは極めて重大なるべきを思ひ當裁判所は法律上並に事實上の諸點に付き慎重なる審理を遂けたる處本件は畢竟懲戒權の行使に際し偶々發生したるものに外ならざるが故に固より單純なる傷害罪を以て問擬すべき限に非ずと説明しその判決の如何は教育界に大影響の及ぶべきを慮り裁判所は特に慎重審理をなすと明言し本件は懲戒權なる教員の権利行使に際し偶々發生したる事案なるが故に單純に傷害罪なりと斷定し難しと言ひ尙進んで被告に故意過失ありや否やの點に至りては之を肯定すべき證據充分ならずと斷じ以て所謂證據不

充分なりとの理由の下に被告に對し前の有罪の判決を取り消して無罪の判決の言渡しをなしたのである（小學校教員の兒童毆打事件参照）

一、小學校ノ生徒ガ學校ヨリノ歸途他ノ生徒ヲ毆打シ負傷セシメタルトキハ學校長ノ責任ナリヤ親權者ノ責任ナリヤ

民法第七百十九條 數人カ共同ノ不法行爲ニヨリテ他人ニ損害ヲ加ヘタルトキハ各自連帶ニテ其ノ賠償ノ責ニ任ズ  
共同行爲者ノ孰レカ其ノ損害ヲ加ヘタルカラ知ルコト能ハザルトキ亦同シ  
教唆者及幫助者ハ之ヲ共同行爲者ト看做ス

#### 判決摘要

一、數人共同して他人を毆打し共毆の結果として生じたる負傷が共毆者の

中何人の毆打に因るや不明なる場合に於ても共毆者は共に不法行爲の責任を負ふべきものとす

二、學校の兒童が學校の歸途他人を毆打して負傷せしめたるときは其の行爲に付き學校長に責任あるものに非ずして父兄に其の責任あるものとす

#### 判決理由

被控訴人等は本判決當事者の表示に之を明にしたる各未成年者の親權者にして各未成年者か被控訴人の各自の監督の下にありて控訴人と共に〇〇小學校の生徒たりしこと及大正二年三月五日〇〇小學校よりの歸途同小學校を去る三四町の場所に於て被控訴人等の親權の下にある兒童のある者と控訴人とが争闘したることは被控訴人の代理人の認むる所とす  
仍て進んで被控訴人等の親權に服する未成年者が控訴人に對し控訴人代理人の主張の如き不法行爲をなしたりや否や被控訴人等が其の行爲に付き責任を負ふべきものなるや否や及び損害賠償の範圍如何に付き順次之を審究

せんとす

一〇

第一 控訴人が其の左足膝關節部に於て重大なる負傷をなし居るの事實は當審鑑定人淺田一の鑑定書の記述及同書添付のX光線寫真圖に依り明なり而して控訴人の此の負傷が被控訴人等の親權に服し監督の下にある志田一郎外十名が大正二年三月五日〇〇小學校より各自自宅への歸途控訴人を同小學校を去る三四町の路上に要し共に殴打したる爲なることは〇〇等の證人の證言に依り明なり

依て被控訴人等の親權に服する未成年者〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇等の十一名に於て共同して控訴人を殴打し負傷せしめたる不法行爲をなしたるものと認定す

勿論此の共毆の結果として生したる控訴人の左足膝關節部の負傷は右十一名中の何人の殴打に因るや不明なるも此の負傷に就ては十一名に於て共毆者として共に不法行爲の責任を負ふべきものとす

控訴人の前掲負傷は當審鑑定人淺田太吉の鑑定書によれば左大腿骨下部に於て骨折を來し其の下半に於て骨隨炎を生じ膝關節は強直を來し居りて疾患は根本的の手術を施すときは根治すべきも強直は之を整傷すること不能なるの状態にあることを認むるを得從て控訴人は將來不具者となりて勞務に堪へざる事實あるのみならず其の生命を保全するためには根本的の手術を受くるの必要あることを認むるを得

被控訴人代理人は前掲鑑定者の一部を採用し控訴人負傷の部分に骨隨炎を生ずるに至りたるは負傷のために非ずして控訴人が負傷の翌日炬燵より落ちたるためなりと主張するも斯る事實の存在を認むべき何等の立證なきを以て之を認むるに由なし

第二 被控訴人等が前段説明の未成年者の不法行爲に就き責任を負ふべきや否やを案するに前記未成年者たる兒童が控訴人を殴打の當時は算へ年の十一年以上十四年以下の年少者なることは甲第三號證乃至十三號證により



明なるを以て此等未成年者が本件毆打行為の責任を辯識する能力を有せし者とは認むるを得ず甲三號證乃至十三號證によりては此の認定を覆すこと能はず

從て右無能力なる未成年者を監督する法定義務者たる被控訴人等は其の未成年者の不法行為に依り控訴人に加へたる損害に付き責任を負担すべきは當然なり

被控訴人代理人は被控訴人等に於ては其の監督義務ある未成年の監督に付き其の義務を怠らざりしことを主張し當審證人佐倉一夫及池川又八の證言を以て之を立證せんとすると雖も證人等の證言によりては單に被控訴人等の監督する未成年者に從來悪行なかりしことを認め得るに止まり毫も被控訴人等が監督義務を怠らざりしことを認むるに由なし從て被控訴人等は其の責任を免るべきに非ず

被控訴代理人は本件が實行爲の現場は被控訴人等の居宅を去ること遠くし

て監督を爲すこと能はざる状態にあるを以て被控訴人等に監督上過失なく從て責任を負担すべきにあらざる旨抗辯するも其の距離が被控訴代理人の如く十一二町に達したりと假定するに日常被控訴人等の各膝下に於て其の寢食を共にし自宅より其の居村小學校に通學する兒童が其の通學の途上に於て爲したる行為に就ては平素其の兒童を監督することの可能なる地位にあるものなれば自己の視界に達せざる場所に於て行為のありし一事を以て監督上過失なきものと云ふことを得ず從て被控訴人等は其の責任を免るべきにあらず

尙被控訴代理人は本件兒童の加實行爲に就ては〇〇小學校長に於て學生監督者として責任を負担すべきものにして被控訴人等が責に任すべきものに非る旨抗辯するも本件加害行為は兒童が放課後各自自宅に歸る途中學校を去る三四町の所に於て起りしものなること當事者間に争ひなき所なるを以て斯る時と場所とに於て起りたる兒童の加害行為に就ては學校長が斯る時

期及び場所に於て児童を監督する法定の義務あるものに非ざる故學校長の責任に歸すべきものに非ずして抗辯理由なし

被控訴人代理人は尙ほ本件損害に就ては大正二年三月二十六日當事者間にて和解成立し被控訴人等より金四十六圓を支拂ひ控訴人は他に請求をなさざることを約したる旨抗辯して第一號證を立證の用に供するも同證は禮狀と題し被控訴人等以外の第三者たる他人に宛てたるものにして且つ記載文旨の内容よりするも四十六圓を見舞金として贈與ありしものと認むるを得るに止まり被控訴人抗辯の如き和解契約が當事者間に成立したる者と認むるを得ず殊に同證に署名せる〇〇は控訴人の親権者に非ず又其の代理人として署名せるものにも非ざるを以て假りに右二人が被控訴人主張の如く約したることありとするも控訴人の本件請求に對し何等の効力を及すものに非ず本抗辯又理由なし

第三 前段に説明したるが如く被控訴人等は其の監督する未成年者の控訴

人に對する加害行爲に就き責任を負ふべきものなるを以て控訴人が右加害行爲に依り被りたる損害額を案するに控訴人が入院其の他瘻傷治療のために要せる費用は原審證人〇〇の證言により其の額三百五十圓に達するものと認む

控訴代理人は此の費用額を五百圓に算定し原審證人〇〇は控訴人の負傷に關し父母に通知捜査等のため特に二百圓を要したる旨證言するも如斯費用は加害行爲によりたる損害と認むべきに非ざるを以て前記三百五十圓を超過する部分に就ては被控訴人の負擔すべき者に非ずと認定す

次に控訴人は負傷のため左足の強直を來し不具者たるを免れざることに既に認定したる處なるを以て之より來りたる悲嘆に對し被控訴人等より當然相當慰籍料を請求し得べき筋合とす然して當裁判所は其の慰籍金額を控訴人の年齢地位及負傷の程度を斟酌し金百五十圓を相當と認め尙控訴人は將來勞務に従事すること能はざること既に認定したる如くなれば其の結果

控訴人が將來成長後著しく經濟的生産力を減殺せられ經濟上損害を蒙るものなれば當裁判所は控訴人の地位年齢及生活狀態を斟酌し其の損害額を金千五百圓となすを相當と認め被控訴人等が控訴人に對し之が賠償義務あるものと認定す

依之前記三種の總計金二千圓を以て被控訴人等が賠償すべき控訴人の損害額と認定するを以て其の餘の控訴人の請求は失當とす

以上説述の如くなるを以て此の二千圓の範圍内に於て原裁判所が被控訴人等に敗訴を言渡したる判決に基き控訴人が假執行として受取りたる千四百五十四圓は被控訴人に返還するの要なきこと當然なり

依て控訴人の控訴を理由ありとし民事訴訟法第四百二十條第七十八條第一項第七十三條第一項に則り附帶控訴に付ては同法第四百二十四條を適用し主文の如く判決せり（東京控訴院民事第一部大正四年四月十二日言渡法律新聞一〇一六號）

（註）本件は東京市牛込區の某小學校に起りたる事件である小學校の生徒十餘名が一名の生徒を殴打し負傷せしめたるにより其の殴打せられたる生徒の親が他の共同して殴打したる生徒の保護者を相手とつて損害賠償の請求を爲したのである

そこで裁判所では原告の請求を理由あるものと認めたと即無能力なる未成年者を監督する法定の義務者は其の未成年者の不法行為（殴打）に付き損害を賠償するの責任があると云ふのである

被告は之に抗辯して曰はく生徒の加害行為に就てはその小學校長が監督義務があるのであるからその不法行為に付ては小學校長が責任を負担すべきであつて保護者は何等責に任すべき筋合ひのものでないと而し此の事件は學校よりの歸途四五町學校を離れたる所に起つた事件であるから學校長に責任はないと説明してある

此所に注意すべきは此の事件は學校内で起つた事件でないことである

一、小學校ノ遊動圓棒ガ挫折シ小學校兒童ヲ死ニ至ラシメタル場合ハ  
副校長ノ責任ナリヤ市町村ノ責任ナリヤ

一、小學校長ノ三人以上乗ルベカラストノ禁止命令ニ背キ十數名乗  
ラテ遊動圓棒ヲ挫折シ死亡シタル兒童ハ自己ノ過失ナリヤ又ハ  
右禁止命令ハ幼童ニ對シテハ法律上無効ニシテ兒童ニ過失ナキ  
ヤ

民法第七百十一條 他人ノ生命ヲ害シタル者ハ被害者ノ父母配偶者及子  
ニ對シテハ其ノ財産權ヲ害セザリシ場合ニ於テモ損害ノ賠償ヲ爲スコト  
ヲ要ス

判決摘要

一、市が遊動圓棒の保存に付き相當の注意を爲さざりしため之に乗り遊戯  
中其の支柱の挫折し依て小學兒童が死亡したるときは市は其の損害を賠償

するの責任あるものとす

二、小學校の設備せる遊動圓棒には一時に三人以上乗るべからざること  
を教員より生徒に申聞け又其圓棒支柱に之か禁止のことを掲げ置きたりとす  
るも九歳許りなる兒童に對しては私法上其の禁令の効力を生ぜざるものと  
す

三、右遊動圓棒の腐朽と之に乗りたる學生の遊戯との二箇の事實の結合に  
依り支柱挫折し該學生が傷害を蒙りたる場合は其の學生か支柱の腐朽挫折  
の危険を知らなから遊戯をなしたりとせば支柱の腐朽と學生の傷室との間  
に於ける因果關係は該遊戯により中斷せらるべしと難も之を知らざりし場  
合は學生の傷害は圓柱の腐朽に因る結果なりと云ふべし

判決

控訴人 ○ ○ ○ 市  
被控訴人 尾 原 一 造

被控訴人 尾原 すが

右當事者間の損害賠償請求事件に付大正三年十二月二十六日徳嶋地方裁判所の言渡したる判決に對し控訴人より控訴を申立て被控訴人より附帶控訴を申立てたるを以て當院に於て夫々審理を遂げ判決すること左の如し  
主文 本件控訴及附帶控訴は之を棄却す

控訴に關する控訴費用は控訴人の負擔とす

附帶控訴に關する控訴費用は被控訴人の負擔とす

事實

控訴代理人は原判決中被告は原告尾原一造に對し六百圓原告すがに對し金四百圓を孰れも大正三年九月十九日より年五分の割合による損害金を附加して支拂ふべしとある部分及び控訴費用の一部を被告に負擔せしめたる部分を廢棄し被控訴人の請求を棄却す訴訟費用は第一二審共被控訴人の負擔とすその判決並に相手方の附帶控訴は之を棄却すとの判決を求むと申立て

被控訴代理人は控訴人の控訴を棄却すとの判決及原判決中原告その餘の請求を棄却すとある部分を廢棄し控訴人は尾原一造に對し金四千圓を尾原すがに對しては金三千圓を孰れも大正三年九月十九日より判決執行済に至る迄の年五分の割合の損害金を附加し支拂ふ可し控訴費用は第一二審共控訴人の負擔とすとの判決を求むと申立てたり

被控訴人は本件の原因事實として被控訴人の長男米二は明法三十七年八月三十日生にして〇〇尋常小學校第三年なりしが大正二年十二月十五日授業休憩の時間に於て同校運動場に設置せる遊動圓棒に乗り遊戯中二本の圓棒支柱が腐朽のため挫折したるに依り負傷し同月二十七日遂に死亡したり然るに其の遊動圓棒は〇〇市が所有し且其の機關たる市長に依りて占有する工作物なれば控訴市は其の保有に就き適當の注意を加へ就學兒童に對する危険を除去すべきものなるに前記支柱の腐朽を放任したるため挫折を來し其の結果米二の死亡を惹起するに至れり

米二は控訴人家の家督相続人なり体軀健全學術操行共に優良なり他日優秀の人物となるべかりしことは大体ながらも推定し得らるゝなり  
 被控訴人は湯屋を營業とするものにしてその營業上の收得は毎月五十圓を下らず米二が二十歳にして家業を繼承するとせば毎月少くも三十圓を收得し得可く体軀の健全は永年の收得を持続せしむ可かりしなり  
 然るに今や米二は死亡し被控訴人の苦痛深甚言ふべからざるものあり朝に滿腔の喜悅を以て愛兒を校舎に送りし時夕に無慘の死骸を迎ふべしとは唯か想像し得可けん

被控訴人夫妻は愛兒の死骸を擁して暗涙に咽ぶのみ人生の悲慘何物か之に過ぐるものあらん被控訴人が聊か精神上の苦痛を治療せんために本訴を提起して慰料を請求したるに原裁判所は被控訴人たる一造に對し六百圓被控訴人すがに對し四百圓の請求を認めたるのみにして殘餘の請求を排斥したるに依て附帶控訴を申立てたる旨陳述し相手方の抗辯に對し本訴は徳島

地方裁判所大正三年(ワ)第四號損害賠償の訴とは其の原因事實を異にすれば一事不再理の原則の適用を受くべきものに非ず

尙米二が運動棒に乗りし時他の生徒も共に乗り其の數合計十人なりしことは之を認むと述べたり

控訴代理人は答辯として第一本訴は一事不再理の原則に反する訴訟なり其の理由を述べれば本訴は徳島地方裁判所大正三年(ワ)第四號損害賠償事件と當事者及目的物を同うし請求の原因も同事件と同じく被控訴人の長男米二は〇〇尋常小學校第三學年生なりしが大正二年十二月二十五日同校運動場に於てその設置せる遊動圓棒に乗り遊戯中同支柱腐朽のため挫折し之に依て負傷し同月二十七日死亡したりとの事實を以て原因となせり前記(ワ)第四號事件の口頭辯論中控訴人は右の事實に基きて〇〇市長は〇〇小學校を管理する職責あるに圓棒支柱の腐朽に氣付かざりしことは市長の管理不行届の致す所にして市長に直接過失の責ありと信ず而して市長なる者は市の

被用者なりと解するを以て民法七百十五條に準據して訴訟を提起せりと陳述したれども法律上觀察點を述べたるに過ぎざるなり而して被控訴人は本訴に於て法律上の觀察點を變更し遊動圓棒支柱の腐朽は工作物保存の瑕疵なるを以て控訴人は民法七百十七條により損害を賠償せざるべからざる旨主張するとも請求の原因たる事實に變更なく單に法律上の觀察點を變更して再び訴訟を提起したる場合に於ては一事不再理の原則に反するものと謂はざるべからず

第二 被控訴人の長男米二が大正二年十二月二十五日〇〇尋常小學校運動場に於て設置せる遊動圓棒に乘じ遊戯中其の支柱の挫折に依り負傷し遂に死亡したる事實は之を認むれども遊動圓棒の所有者又は占有者は〇〇市に非ず〇〇小學校は國の營造物にして〇〇市の營造物に非ず小學校教育は國營すべきものにして小學校令第六十條に於ても小學校教育を國の事務とせり即ち國の經營すべき小學校教育普及のために設くる公立小學校なる營造物の主

体は國なること勿論なれば〇〇小學校は國の營造物なりと云ふ可く小學校令に於て公立小學校の設置及維持を市町村に負担せしめたるは財政上の便宜に出でたるのみ故に〇〇尋常小學校は國の營造物たる性質を失はざるなり既に公立小學校を國の營造物なりとせば其の管理は國のなすべきことに屬すれども國自ら之を管理せんよりは市町村長に管理せしむるを便とし小學校令第六十條を以て國は市町村長に公立小學校の管理を委任せり其の委任は市町村に對する委任に非ずして其の機關たる市町村長に對する委任なれば〇〇市長が〇〇小學校を管理する〇〇市を代表して之をなす者に非ずして市長その者が國の委任により之をなすものなれば〇〇市長は當該委任事務の範圍内に於ては國の機關として行動するものと謂ふ可く從て〇〇市は其の機關たる市長に依り〇〇尋常小學校を占有するものに非れば其の一部をそしきする本訴遊動圓棒が〇〇市の占有物に非ること明なり

第三 假りに本訴遊動圓棒の占有者又は所有者は〇〇市なりとするも其の

占有又は所有は公法に属するを以て遊動圓棒の保存に瑕疵あるに因て他人に損害を生じたりとするも民法七百十七條の適用を受くべきものに非ず單純に見るときは遊動圓棒の所有又は占有は一般の人をして公權力に服従せしむる如き關係に於て存するに非ずしてむしろ一般の人に對し平等關係に於て存するものゝ如しと雖も其の所有又は占有は財産上の利益のためにするもの即ち私法的行為に属するものに非ずして主として公法的公共の利益のためにするものなれば此の一點より見るも本訴遊動圓棒の所有又は占有は公法上に属するものと云ふべし

第四 本訴遊動圓棒には三人以上同時に乗るべからずと禁止し置きたるに米二は教師監督の隙を窺ひ乗りし前後の區別は不明なれども約九名の學生と共に乗りたるため自ら損害を招きたるものにして責任は却て被害者であり本訴の遊動圓棒は其の支柱に多少の腐朽ありしことは之を認むれども同時に乗るもの三人以下なれば此の腐朽により支柱の挫折すること絶体にな

し然るに米二は禁止を犯し約九名の學生と共に遊動圓棒に乗り圓棒を激動せしめたるために其の支柱挫折し之に因て害を被りしものなれば其の支柱挫折の直接原因は支柱の腐朽よりもむしろ米二等の犯禁行為なり換言すれば腐朽は遠因にして禁令違反が近因なり遠因は近因により中斷せられたるを以て本訴遊動圓棒の所有者又は占有者は〇〇市なりとするも米二の受けたる損害の結果は同人の義務違反なり因て〇〇市に責任なし

第五 〇〇市は明治四十五年六月支柱を修繕し大正元年十二月支柱一本を取換へ大正二年十一月に束木を入れ修理を加へ尙特に某に鑑定せしめ同人より丈夫なりとの言明を得て修繕の必要なしと信じ居たるものなれば〇〇市に過失の責任なし

第六 以上抗辯總て理由なしとするも被控訴人の請求する慰籍料の請求額は不當なりと云ふにあり

理由



先づ本訴は一事不再理の原則に反するものなりや否やの控訴代理人の抗辯を案するに先きに被控訴人の提出したる徳島地方裁判所大正三年ワ第四號損害賠償請求事件の當事者及び請求の目的物が本訴の同一なることは被控訴代理人の認むる所なれども成立に争なき乙第三號證に依れば同事件の請求原因の要旨は被控訴人の長男米二は〇〇尋常小學校運動場内設置の遊動圓棒に乗り遊戯中其の支柱の腐朽挫折によりて死亡したるが支柱の腐朽は〇〇市長の管理不行届の致す處にして米二の死亡は畢竟市長の過失に基因するものなり而して市長は〇〇市の被用者なれば使用者たる〇〇市に對し損害の賠償を求むと謂ふにあり

而して本訴の請求の原因は前段記載の如く要するに本訴遊動圓棒は〇〇市の所有且占有に屬するものにして米二の死亡したるは其の保存の瑕疵に基くものなれば〇〇市に對して損害の賠償を求むと云ふにあり

即ち前訴に於ては民法七百十五條に該當する事實關係を主張し本訴に於て

は之と異り同法第七十七條に該當する事實關係を主張するものなれば兩者全く請求原因を異にするものと謂ふ可く従て本訴は前訴の効力に因て拘束せらるべき性質のものに非ざれば一事不再理の原則に反すと謂ふを得ず控訴代理人は被控訴人が前訴に於て〇〇市長は〇〇市の被用者なりと解し民法七百十五條の規定に準據して訴訟を提起したる旨陳述したるは法律上の觀察點を述べたるに過ぎずと主張すれども〇〇市長が〇〇市の被用者なりと解すと謂ふは解なる文字が或は解釋意見を意味するもの、如く見せ解釋意見なる文字が法律上の問題を決する場合に多く用ひらるるより逆に推論して前訴の事實に對する法律上の見解を述べたるものなりと斷定するは論理の正確を得ざるのみならず解なる文字は事實關係を釋明する場合にも用ひらるるものにして〇〇市長が〇〇市の被用者なりと解すと云ふは其れ自体事實關係の陳述たること明なるを以て此の點に關する控訴代理人の抗辯は理由なし

次に本案事實を判断するに被控訴人の長男にして〇〇尋常小學校三年生たる米二が大正二年十二月二十五日同校運動場内設置の遊動圓棒に乘し遊戯中其の支柱の挫折に依て負傷し同月二十七日死亡したる事實は控訴人の認むる處なるを以て控訴代理人の抗辯の順序に従ひ〇〇市は本訴遊動圓棒の所有者及び占有者に非ざるや否やを案するに小學教育は性質上國の事務なれとも其の事務の執行に必要な校舍其他の設備が市町村の負担に屬することは小學校令第二條第六條の規定に照し明瞭にして〇〇小學校の校舍其他の設備が〇〇市に於て同小學校令に従ひ建設したるものなることは控訴代理人の認むる所なれば〇〇市が校舍並に其他の設備の所有權を第三者に移轉したる事實の反證なき限り此等の物は建設者たる〇〇市の所有に屬すと認むるを相當とす從て其の設備の一なる本訴遊動圓棒も亦當然同市の所有に屬するものとす

果して然らば控訴代理人は一面に於て同市は校舍等を所有し居る旨演述し

て本訴の遊動圓棒が〇〇市の所有物なることを認めたり

然れとも占有權の有無に至つては夫々審究を要する所なり控訴代理人は〇〇尋常小學校は國の營造物にして〇〇市長は國の機關として之を管理し居るものなれば其の一部を組織する本訴遊動圓棒は勿論〇〇市の占有物に非ず假りに占有物なりとするも公法上の關係に屬する旨主張すれとも小學校令第六十條には市長は市に屬する國の教育事務を管掌する旨規定しあるを以て小學教育事務は性質上國に屬すれとも其の事務の幾分は同條により市に委任せられたるものと解すべく其の委任事務の執行に必要な營造物として建設せられたる市立小學校は當然建設者たる市の營造物なりと謂ふ可し從てその管理は市の事務に屬し其の機關たる市長に於て之を行ふ可きものにして同條に於て市長は市立小學校を管理する旨規定したるは此の趣旨を明にしたるに過ぎずと解すべきを以て〇〇小學校なる營造物は〇〇市の營造物にして〇〇市長は市の機關として其の管理は教育事務の執行に必要

なる行爲にして〇〇市の國に對する義務なると同時に管理の内に包含せらるる、營造物の占有は私法上の占有にして〇〇市は之に依り占有権を取得し居るものと謂ふ可し蓋し〇〇市長は國のために管理する意思あると同時に營造物構成物件の所有者たる〇〇市のためにも之を占有する法律上の意思ありと解するを相當とすればなり

控訴代理人の主張する私的經濟の觀念による私法行爲の標準はその場合に適用すべき限りに非ず

夫れ斯くの如く〇〇市は〇〇尋常小學校の所有者にして且つ占有者なりと雖も管理するの義務を負担するの結果國に對しては其の所有權の効力を主張するを得ざるは勿論同小學校を使用する教員學生に對しては其の一部たる本訴遊動圓棒に付きても所有者及占有者たるの注意義務をつくさざるべからず

從て控訴代理人の第二第三の抗辯は理由なし

次に米二の死亡は同人の不作爲義務違反の結果なりや否やを案するに證人某の證言に依れば本訴遊動圓棒には一時に三人以上乗るべからざること教員より生徒に申聞け尙念のため圓棒支柱に禁止の事を記したる板を付け置きたること明なれとも教員が〇〇市の委任を受けて之をなしたりや否やは不明なり假りに〇〇市の委任を受けて教員が之をなしたりとするも被控訴人の長男米二は成立に争なき戸籍抄本により被害當時滿九歳餘なり學歷は第三學年に達したるに過ぎざれば知慮淺薄にして是非の辨別力を有せざるものと謂ふ可く從て其の禁令は私法上より見れば米二及び之と同等の學生に對しては禁令たるの効力なく米二は本訴遊動圓棒に對しては禁令に反して自由に使用し得るものと謂ふ可く禁令は未だ其の權利を制限するの効力なきものと言はさるべからず何となれば〇〇市は教育事務の執行としてのみならず同時に私法上の關係に於ても學生たる米二に對して本訴遊動圓棒の使用を許したるものと謂ふべければなり

加之に他の三人の學生が禁令の許す範圍内に於て既に遊動圓棒に乗り居たるに米二が續いて之にのりて禁令を違反したりや又米二が禁令の許す範圍内に於て先きに乗り居るに他の多數の學生が續いて之にのりて禁令に違反したりや換言すれば米二の行爲が禁令に違反したりや將他の學生が違反したりや否やは控訴代理人の釋明し得ざる所なれば米二を合して十名の學生が前後に登乗して結局同時に乗り居たる一事により米二に禁令違反の行爲ありと云ふを得ざるなり

而して米二の死亡は圓棒支柱の腐朽と米二の遊戯との二個の事實の結合に依り支柱の挫折を來したる結果として發生したるものなれば米二が支柱腐朽挫折の危険を知りながら遊戯を爲したりとせば控訴代理人主張の如く支柱の腐朽と米二の死亡との間に於ける因果關係は米二の遊戯により中斷せられたりと謂ふを得べしと雖も米二が其腐朽の事實を知りたることは控訴代理人の主張せざる所なるのみならず本件の各證據に懲すれども之を認め

得ざるを以て控訴代理人の第四の抗辯は理由なし

次に〇〇市は本訴遊動圓棒の保存に付き相當の注意をなしたりや否やを案するに挫折したる二本の圓棒支柱は何れも元四寸二分角材なりしが米二が被害當時に於ては其の中より地表に接する部分に於て甚だしく腐朽し角材の中心一寸四方範圍が本質を存するに止まり其の周圍は指頭を以て押せば土の如く容易に崩壊し得べき状態にあることは成立に争なき甲第二號證に據り認め得べく尙證人〇〇の證言によれば本訴遊動圓棒は明治四十四年二月頃頃の建設に依り西方の支柱二本に付きては建設以來修繕を加へたることなく大正二年十一月に至り之を大工某に見せたるに同人は外形より鑑定して此の分は修繕を加へずとも差支なしと言ひたるに因り同證人が念のため此の支柱の二本に手をふれ動かし見るに堅固なりしかば其のまゝ放置したるが同年十二月二十五日米二遊戯の際挫折したる事明なり同證人は〇〇市の委任によりその支柱の強弱をためし見たるものなるべしと雖もその

検査は支柱の外形に止まり地表以下に於ける腐朽の有無に及ばざること明なるを以て〇〇市は本訴遊動圓棒の占有者及所有者としてその保存に就き同證人に依り相當の注意を加へたりと謂ふを得ず  
因て控訴代理人の第五の抗辯理由なし

以上説明せる如く〇〇市は本訴遊動圓棒の占有者及所有者としてその保存に就き相當の注意をなさざりしため適法に使用し居たる控訴人の長男米二は圓棒支柱の腐朽挫折により死亡したるものなれば被控訴人夫妻は尠からず苦痛を感じたるものと云ふべく〇〇市は被控訴人兩名に對して慰籍料として金圓を支拂ふ可き義務あるものとす

而してその金額に付きては當院は原審の如く被控訴人一造に對し六百圓を被控訴人すがに對しては四百圓の支拂を以て相當なりと認む

尙被控訴人は連帶損害金を請求するを以て〇〇市はその請求に應じ本訴送達の日なる大正三年九月十九日より支拂済に至る迄年五分の損害金を支拂

はさるべからず因てその部分を超過したる被控訴人の請求を排斥し本件控訴及附帶控訴を理由なしと認め民事訴訟法第四百二十四條第七十七條に則り主文の如く判決す

(大坂控訴院民事第二部四號(ネ)四九號四年五月二十日言渡)

(註) 民法七百十七條に曰はく土地の工作物の設置又は保存に瑕疵あるに因りて他人に損害を生じたるときは其の工作物の占有者は被害者に對して損害賠償の責に任ず

但占有者が損害の發生を防止するに必要な注意をなしたるときは其の損害は所有者之れを賠償することを要す

前項の規定は竹木の栽植又は支持に瑕疵ある場合に之を準用す

前二項の場合に於て他に損害の原因に付き其の責に任すべき者あるときは占有者又は所有者は之に對して求償權を行使することを得とあり  
て此の條項に基きて被害者は市長を相手とつて損害賠償の請求を爲し

たのである市の方では小學教育は國の事務であるから小學校の校舍その他の設置物等は國の管理に屬し市の占有する所ではない従て民法七百十七條の規定は適用せられないと主張したのであるが小學校の校舍並に其の他の設置物は市町村の占有する所である従てその設置又は保存に瑕疵があつて他人に損害を與ふれば之が賠償の責任があると判決したのである

尙市の方では此の遊動圓棒には三人以上乗るべからずと教員が兒童に下命してあつたのであるに拘らず被害者の長男米二が此の禁止命令に背て遊動圓棒にとび乗つたから遊動圓棒が挫折して米二が負傷したものである決して三人以上乗らなければ此の遊動圓棒は挫折するものではない従て米二の死亡は教師の命令に背いた結果で遊動圓棒の罪ではない自ら死を招いたに過ぎないと主張して被害者方の請求を排斥せんとした

そこで裁判所では之に對して市長側の言ふ通り此の遊動圓棒には三人以上乗るべからずと云ふ學校の禁止命令があつたことは認められる併しながら此の禁止命令は被害者の長男米二の如き幼年者に對しては何等の効力もない米二は當時僅かに九歳で尋常科の三年生である此んな幼年者に如何程禁止命令を下しても馬の耳に念佛である私法上は何等の効力もない従て米二は此の遊動圓棒を自由に使用して遊戯する権利がある此の自由に使用し得る範圍内に於て米二が使用して負傷し其の結果死亡したのであるから此れは全く市の責任であると言ふのである又市の方では此の遊動圓棒に對しては損害の發生を妨止するに必要な注意をなしたものであるから假令損害が發生してもその責任を負ふ義務がないと抗辯した

そこで裁判所ではなる程市が大工をしてこの遊動圓棒が丈夫であるかないかを試させたことは認める併しなからその大工は單に外形ばかり

を見て土の中の方の支柱か腐敗して居るかどうかを調べなかつたからその検査は必要なる注意とは言はれない従て市では米二の死亡に對する損害金を米二の父及び母に對して各別に支拂はねばならぬと判決したのである

一、教師ノ懲戒權ハ校外ニ及ハサルヤ

教師は學校内に於ては懲戒權を加ふることを得るは言を俟たざる所なれども學校外に於て尙生徒に對し懲戒をなすことを得るや否やは問題なり  
まいや——氏は之を肯定し教師は學校外に於ても尙懲戒權を行使し得るものなりと論ずれども多數學者は之に反對せり  
此の問題は要するに一面に於て教師は教育權は獨り學校内に制限せらるべ

きものなりや學校外にも之を擴充すべきものなりやにより又他方に於ては父兄の監督を離れ全く學校の監督内に入れ寄宿生の如きものに對する場合と然らざる場合とにより決するを得べし

余は寄宿生に對しては校の内外を問はず教師に監督權あり否らざる場合に於ては教師の教育權は校外に及ばざるものと解す（美濃部博士學說評論五卷五九四頁）

一、小學校長及教員ノ懲戒權ハ如何ナル範圍ニ及ブヤ

小學校令第四十七條 小學校長及教員ハ教育上必要ト認ムルトキハ兒童ニ懲戒ヲ加フルコトヲ得但シ体罰ヲ加フルコトヲ得ズ

判 決

小學校長及教員は教育上必要と認むるときは兒童に懲戒を加ふることを得

るは小學校令第四十七條の規定する所なり而して校長の懲戒權が全校生徒に及ぶべきは勿論教員の懲戒權も亦兒童が自己担任の學級に屬すると否とに依り消長を來すべきものに非ず

何となれば小學校令中此の點に關し教員の懲戒權に何等制限を加へたる規定の存せざればなり

蓋し其の懲戒權は單に自己担任の兒童に對してのみ行使することを得るものとせんか例へば兒童が運動場其他教室外に於て他の兒童に對し惡戯を加へ若くは他の教室に亂入して其の授業を妨害するが如き場合に此等不良兒童が自己担任の學級に屬せざるの故を以て教育上必要なる懲戒を加ふること能はさることとなり到底校紀を維持し兒童の教育を全ふすること能はざればなり(以下略)(大審院五年刑事部判決一一一一頁)

一、小學兒童ノ通學ノ途中ナシタル不法行爲ニ就キ學校長ハ民事上ノ責任ヲ負フベキヤ

民法第七百十四條 前二條ノ規定ニヨリ無能力者ニ責任ナキ場合ニ於テ之ヲ監督スベキ法定ノ義務アル者ハ其ノ無能力者カ第三者ニ加ヘタル損害ヲ賠償スル責ニ任ズ

但監督義務者カ其ノ義務ヲ怠ラザリシトキハ此ノ限ニ非ズ

監督義務者ニ代リテ無能力者ヲ監督スル者モ亦前項ノ責ニ任ズ

判決摘要

一、監督義務者の膝下に在りて寢食を共にし居村小學校に通學する兒童が其の通學の途上に於てなしたる不法行爲に付ては該監督義務者は平素其の兒童を監督することの可能の地位にあるものなるが故に該不法行爲の場所が規界の達せざる居宅より十町餘の距離あるとするも之を以て監督上過失



なしと云ふを得ず（東京控訴院大正四年判決最一六卷七〇頁）

二、右不法行爲が學校放課の後其の歸宅途中の學校を距る三四町の處に於て起りたる場合は兒童の該加害行爲に就ては學校長に於て之か監督責任を負はざるものとす

參考、行爲の責任を辯識すべき智能を有せざる九歳の幼童が弓矢を弄し他の兒童を負傷せしめたる場合に於て右幼童の親は其の子が危険なる弓矢を弄することを知つて之を制止せざりし場合は勿論又之を知らざりし場合に於ても共に監督不行届として其の責に任すべきものとす（全上）

#### 一、未成年者ノ不法行爲ト親權者ノ責任

##### 判決摘要

一、親權者は行爲の責任を辯識するに足るべき智能を具へざる未成年者十

二歳が第三者に加へたる損害を賠償する責に任せざるべからず

二、行爲の當時行爲の責任を辯識するに足るべき智能を具へざる甲（十三歳）及び乙（十歳）が丙に加へたる損害に付ては甲若くは乙の法定監督義務者は各其の義務を怠らざりしことを證明せざる限り各自損害の全部に付賠償の責あるものとす

##### 參考

一、未成年者が不法行爲により被害者に損害を加へたる當時其の責任を辯識する能力を有したるときは自らその責に任すべきものなるを以て親權者に賠償の義務なし

二、未成年者が加害行爲に就き道德上不正の所爲たることを辯識する能力ありしとするも法律上の責任を辯識するに足る智能を有せざるときは法定監督義務者は其の監督義務を怠らざりし場合を除き加害行爲によりて生じたる損害に付き其の責に任せざるべからず（大審四年民六九二頁）

一、小學校ノ生徒ガ銃ヲ弄ビテ他人ヲ傷ケタル場合ニハ何人ガ責任ヲ負フベキヤ

民法七百十二條 未成年者カ他人ニ損害ヲ加ヘタル場合ニ於テ其ノ行爲ノ責任ヲ辯識スルニ足ルベキ智能ヲ具ヘサリシトキハ其ノ行爲ニ付キ賠償ノ責ニ任セズ

判決

高等小學校第三學年級位ノ學童ガ其ノ附近に人ノ居るや否やに注意せず銃を弄ひて發砲し遂に人を傷けたる場合に於て其の者が法律上ノ制裁及ひ責任に關し充分精密なる智能を有せざりしとするも此等ノ事實に關する一體ノ智能を備へ居るものなれば其ノ加害行爲を以て無責任なる未成年者ノ行爲と云ふことを得ず從て其ノ損害を蒙れる者に對しては之カ賠償ノ責任あるものとす (廣島控訴院明治四十一年法四八三號七頁)

判決

未成年者に對し不法行爲上ノ責任を負担せしむるには裁判所は先づ其ノ責任能力の有無を調査し其の者の智能が加害の當時に於て既に是非善惡を識別することを得る程度に發達し責任能力を具有する事實を判文上明示することを要するものとす (全上)

判決

不法行爲能力は加害行爲の自然的結果 (損害を生すべきこと) を認識する能力の外行爲が何等かの法律上ノ責任を生すべきことに付て辯別力を要するものとす (全上)

一、尋常科六年ノ受持教員ガ同女生徒ヲ姦淫シタル刑事事件

刑法第七十七條 暴行又ハ脅迫ヲ以テ十三歳以上ノ婦女ヲ姦淫シタル



側部に全治一週間を要する創傷を負はしめたるも姦淫の目的を遂げざりしものなり（法新四六一號十四頁）

五〇

（註）此の裁判でタカが承諾したのであつて決して被告人は無理に同女を姦淫したものではない即ち承諾の下に行はれたものであるから犯罪とはならぬ只被告は行政上の處分を受くるに過ぎないと辯護人が主張したのである裁判所は此の主張に對して曰はく被告が原審公庭に於てタカの承諾を得たる旨主張したること同調書に徴し明白なるも本件の如く十三歳未満の婦女を姦淫せんとして實行に着手し之を遂げざりし事案に於ては婦女の承諾は犯罪の成立を阻却すべき事由なりと謂ふを得ず蓋し刑法第七十七條に於ては暴行又は脅迫を以て十三歳以上の婦女を姦淫したるものは強姦の罪となし二年以上の有期懲役に處す十三歳に満たざる婦女を姦淫したる者亦同しと規定し十三歳未満の婦女を姦淫したるときは暴行脅迫の有無を問はず同條後段の犯罪成立するの趣

旨なること明なるに依りて觀るも十三歳未満の婦女に對しては法律が姦淫に關する同意能力を認めず假令其の承諾を得たるときと雖も之を姦淫したる者は同條後段の罪責を免れざる法意なりと解すべく從て同法第七十七條に依り其の未遂罪を成立すること疑を容れざる所なればなりと

此れは裁判所の説明通りで議論の餘地は更にはないのである相手の女が承諾しても其の承諾は無効で承諾のないと同様に強姦罪が成立するのである若し之が十三歳以上の婦女であれば相手の女が承諾してあれば之れは犯罪とはならぬ只行政上の懲戒處分を受くるに過ぎないこととなる

尙此の問題には刑事上の責任ばかりでなく民事上の不法行為に基く損害賠償の責任問題も起るのである門松より被告に向つて民法上の損害賠償の請求をなし得る

一、小學校用ノ梯ガ顛倒シテ小學生ヲ死ニ至ラシメタル損害賠償事件

事實

高橋幸雄は小學校の二年生であつた幸雄は學校の庭の隅の方に立掛けてある梯子に登つたところが此の梯子は破損してあつたので生徒に近よらぬ様校長が言渡してあつたものであるが幸雄はそんなことはおかまいなしに登つたのであるそこで此の梯子が倒れて幸雄は大變な負傷をした此れがもとで遂に死亡した

そこで幸雄の親から損害賠償の請求を其の學校の所在地の神田區に向つてなした其の結果裁判所では神田區に對して父親の高橋憲太郎には金八百二十六圓十六錢を支拂ひ又母のミチに對しては七百五十圓を支拂ひと云ふ判

決を下した

判決

控訴代理人は原判決を廢棄す被控訴人は控訴人憲太郎に對し金三千三百二十八圓並に之に對する大正五年四月一日より完済に至る迄年五分の割合に依る損害金を支拂ふ可し控訴人ミチに對しては金二千圓並に之に對する同期間同割合の損害金を支拂ふ可し訴訟費用は被控訴人の負担とすとの判決を求むる旨申立て被控訴代理人は控訴を棄却すとの判決を求めたり當事者事實上の陳述は控訴代理人に於て高橋幸雄は明治三十九年八月十五日生れなり懸垂梯子は木製なれとも重量二十八貫目あり事件事故發生せる時刻が午後三時半なりしことは之を認む當時教師は現狀を監督し居らずと陳述し被控訴代理人に於て被控訴人區は訴訟當事者たる能力なしと陳述し尙本件事故は午後三時半頃發生せるものにして當時單級は授業終了せるも二部教授の級は未だ終了せず授業中なり而して高橋幸雄は授業を了り教師に送ら

れて一旦校門を出でたるものなり懸垂梯子が當時助木に立掛けありしことは之を認む尙學校の機械機具は市の補助を受け區費を以て建築設備せるものなれとも之が所有權は市にありて區に非ず尙本件機具を保管する義務は小學校長に屬し小學校長は東京府知事の任命監督するところなり故に假に保管に不注意ありとするも神田區には何等の責任なしと陳述せる外原判決事實摘示と同一なるを以て之に引用す（中略）

#### 理 由

被控訴人は本訴の訴訟當事者たる適格を有せざる旨抗辯すれども東京市神田區なる被控訴人が法人なることは明にして控訴人本件訴旨は私法の適用を受くべき範圍内の事項に就き神田區なる法人に不法行爲ありたることを主張し神田區に對し之に因りて生れたる損害の賠償を求むるものなるが故に被控訴人が本訴の訴訟當事者たる能力を有するものなることは疑を容るゝの餘地なし仍て本案に入り控訴人等請求の當否を審案するに控訴人等の

三男高橋幸雄（當十年）が大正四年十二月七日午後三時半頃東京市神田區〇〇小學校運動場に於て助木に立掛けありたる梯子に戯れ其の梯子の倒れしより下敷となりて負傷し其の結果同月十七日死亡したること同人は該小學校の二年生なりしこと及右小學校が東京市立小學校なることは當事者間に爭なし而して小學校令第六十條に依るときは市立小學校は市長の管理に屬すること明なりと雖も原審證人の證言に依るときは市立小學校の校舍運動機具は之を財産の方面より見るときは區の所有に屬し區に於て占有せるものと認むべきが故に本件小學校の運動機具も亦直接被控訴人の所有に屬し且占有せるものと認むるを相當とす從て右梯子の占有保管に付き被控訴人に過失の責むべきものありて之が爲めに高橋幸雄の負傷を惹起し同人をして死に至らしめたりとせば右梯子が土地の工作物なるや否やは姑く措き被控訴人は其過失を原因として控訴人等の蒙りたる精神上の損害其の他の損害を賠償すべき義務あるや言を俟たず而して原審證人の證言によれば右梯子

は約二十八貫目の重量を有し容積又小ならず小學兒童の之に戯るゝが如き場合には危険の慮あること何人も容易に豫知し得べきものなるも相當の注意を用ひ梯子を占有保管するに際し平素助木に繫縛する等之が顛倒を防ぐべき適當の設備を爲し或は生徒の之に近寄るを防止すべき適當の設備をなしたらんには本件事故の發生を未然に防止し得たる事明なるに拘らず被控訴人は本件の如く生徒の容易に近寄ることを得べき場所に於て生徒の近よることを防止すべき何等の設備をなさずして右梯子を保管し而も之を保管するに際し他に繫縛する等顛倒を防ぐべき適當の設備をなさず當時十歳の少年にして其の体力未だ盛んならざる亡幸雄が之に接觸することによりて容易に顛倒するが如きは明に被控訴人の過失なりと論斷せざるを得ず而して本件梯子に生徒の近よることは平素教師の禁止する所にして亡幸雄は放課後教師に送られて一旦校門を出でたる後更に校庭に入り來り右禁を犯して本件梯子に戯れ遂に負傷したるものなることは一審の證人の證言に依り

認め得べしと雖も右事實は之を以て被控訴人に前條認定に係る過失ありたることを否認するを得ず又右認定を覆すに足る立證なし然れば幸雄の死亡により其の父母たる控訴人等の被りたる精神上の損害及之がために支出したる葬式費用に相當する金額は被控訴人に於て之が賠償の義務あること勿論にして幸雄の年齢及幸雄の健康状態就學上の成績等各種の事情を綜合するときは幸雄の死亡に依り控訴人等の被りたる精神上の損害は各金七百十圓を以て之を賠償することを得べきものと認定す  
尙被控訴人は亡高橋幸雄の負傷死亡に付きては同人にも過失ありたる故に損害賠償の額を定むるに付き之を斟酌をなすべきものなる旨主張せり然れども責任能力なき者の協力のために損害を生したる場合には損害賠償の額を定むるに付き之が斟酌をなすべきものに非ずと認むるを相當とす高橋幸雄が死亡當時未だ十歳に満たざる兒童なりしことは當事者間に争なき所なるを以て同人は本件事故發生當時其の行爲の責任を辨識するに足るべき智

能を備へず即責任能力を有せざりしものと認むるを相當とすべきが故に損害賠償の額を定むるに付き同人の過失を斟酌すべきものなりとの被控訴人の抗辯は理由なし（東京控訴院大正七年判決評論七卷四一頁）  
之に對し被控訴人は不服で大審院に上告した

#### 上告理由第一點

原判決は占有の解釋を誤りたる違法あり夫れ占有は物に對する事實上の支配をなすにあり而して物の所有者は直に其の物の占有者なりとなすの旨斷なるは言を要せず果して然らば上告人は運動機具に對する所有權は假りに存在すと雖も之に對して支配をなすと謂ふを得ず何となれば事實上の支配關係は常に客觀的に觀察すべきものなればなり故に占有に關し心素要素を要すとの學說をとるとせば上告人は小學校長を介して代理人に依る占有をなすものと言はさるべからず然るに上告人と小學校との間に代理關係の存在を肯定すべき何等の根據なし蓋し〇〇小學校は東京市の監督を受け其の

校長の任免權亦彼に存して區に存せず加之に學校は當該校長に依りて整理せられ區は之に對して何等の容喙するの權限なし果して然らば原判決は上告人と小學校長との關係を右の如く認定したるにも不拘上告人を占有者なりと判定したるは占有の解釋を誤りたるものなりと謂ふに在り

#### 判決理由

然れども原院が本件小學校の運動機具は上告人神田區の占有に屬するものと認定したるも上告區が小學校長によりて占有をなすものと認めたるには非ず上告人は事實上運動機具を占有するものは校長なりと謂ふも是單に上告人の見解たるに過ぎずして原院の確立したる事實には非ず學校長又は教員が教育の目的のため運動機具を使用するは公法上の關係にして之がために直に學校長又は教員が運動機具を占有するものと云ふを得ず尙運動機具を區に於て占有すると解するも現行法制上何等法令の規定に抵觸するものに非ず故に上告論旨理由なし



## 上告理由第二點第三點

原判決は其の理由に説明して曰はく責任能力なきものゝ協力のために損害を生じたる場合には損害賠償の額を定むるに付き之が斟酌をなすべきものに非ずと認むるを相當とすべく云々と説明せり然れども民法第七百二十二條に所謂被害者に過失ありたるべきときと云へる過失は必ずしも責任能力者の行爲に就てのみ認むべきものに非ず責任能力と過失とは全然別個の觀念なり即ち前者は行爲の責任を辨識するに足る程の注意の欠陥に外ならず故に無責任能力者と雖も行爲に對する自覺又は認識の存するものなるに於ては其の行爲に對する責任を辨識するに足るべき智能を有せざりしとするも過失を認むるを得べし而して本件梯子に生徒の近寄ることは平素教師の禁する所にして假令十歳に満たざる兒童と雖も此の禁を犯さざらんとするの念慮は存したるものと云ふべく故に原判決に於て責任無能力者の協力の場合には斟酌すべきものに非ずと判定したるは過失と責任能力とを混同したる

ものにして又被害者たる親権者に於て無責任能力者を保護監督すべき義務あるに不拘之を爲さずして事故を發生せしめたるは被害者にも過失ありと謂はさるべからず然るに原判決は賠償額に何等の斟酌を加へざるは違法の裁判たるを免れずと云ふにあり

## 判決理由

然れども行爲の責任を辨識するに足るべき智能を備へざる未成年者が被害者なる場合に於ては民法第七百二十二條第二項の規定を適用すべきに非ず又同條には特に被害者の過失云々とあるを以て其の監督者は監督上の過失ある場合に於ても亦同案を適用すべきものに非ざることとは本院判例の示す所なり故に本論旨理由なし

## 上告理由第四點

假に原判決の如く無能力者の協力の場合は之を斟酌すへきに非ずとするも之を保護監督すべき義務ある親権者に於て斯る結果を生せしめざる様相當

の注意を拂はさるべからず然るに之が義務を怠り遂に此の結果を發生せしめたるは少くも親権者に重大なる過失ありと謂ふを得べく斯る場合に於ては宜しく損害の程度に付き斟酌すべきに不拘原判決は之が斟酌を加へざるは違法なりと云ふにあり

#### 判決理由

然れども民法第七百十四條は無能力者が他人に損害を加へたる場合に於て其の無能力者に責任なく且之を監督すべき法定の義務あるもの其の義務を怠りたる事實存するときは監督義務者に於て其の無能力者が第三者に加へたる損害を賠償する責に任する旨を規定したるに過ぎずして本件の如き無能力者が被害者なる場合に於ては準用せらるべき性質のものに非ず故に原院が本件に付き同條を準用せざりしは固より相當にして上告理由なし

#### 上告理由第五點

原判決は市立小學校の運動機具は之を財産方面より見るときは區の所有に

屬し區に於て占有せるものと認むべく故に本件運動具も亦區の所有に屬し其の占有せるものと認むるを相當とすと判示せり然れども不動産たる校舎は區の所有に屬するも其の附屬物たる本件梯子の如きは全然法律關係を異にす即校舎の取扱は小學校令により校務の一部に屬し校長の職務に屬するものなり故に原判決は違法の判決なりと云ふにあり

#### 判決理由

然れども小學校令によれば營造物の管理は市に於て行ふも校舎の修繕又は保存は事實上區に於て行ふべきものなる故之亦理由なし

#### 上告理由第六點

上告人は本件梯子は當該學校長が教職執行上管理占有するものにして上告人の占有するものに非ずと抗辯して右抗辯事實を立證するため大正八年六月二十三日文部省普通學務局長赤司某を證人として申請したるに原審は理由なく之を却下したるは不法に證據方法を排斥して不利益に事實を認定し

たる違法ありと謂ふにあり

判決理由

然れども本件梯子が校長の占有に係り上告人の占有に非るや否やの事實に付き上告人の證據方法として乙第一號證ありて赤司某の喚問申請は之を唯一の證據方法と認むるを得ず故に原院該申請を却下し上告人に不利益なる事實を認定するも毫も不法に非ず

上告理由第七點

原判決は本件梯子を生徒の容易に近よることを得べき場所に於て生徒の近寄ることを防止すへき何等の設備をなさずして右梯子を保管し而かも之を保管するに際し他に繫縛する等顛倒を防ぐへき適當の設備をなさずとの理由を以て上告に過失ありと認定したるも所謂過失とは單に爲すへきを爲さざりしを以て足れりとせず更に其の爲さざるは行爲者が當然爲し得へきに不拘之を爲さざりしことを要件とす然るに本件梯子の取扱保管は前所論の

如く學校校務の一部に屬し東京府知事の監督する當該校長の職責にして上告人區は之を容喙するの權限なし從て判示の如く之を他に束縛する等の顛倒を防ぐへき適當の設備をなす職責は當該校長に存し區に有ることなし

判決理由

然れども本件梯子を教育のため使用するは教務の一部たるべきも之を占有することは純然たる私法上の關係なり而して此の占有權は原院の認定に依れば校長に屬せずして上告人に歸屬するものなることは既に説明したる如し

然れば教育の目的に使用するため梯子を取り付け又は取り外す者は校長又は教員なりとするも其の取付け取り外しに付き危険なき程度に設備をなすべきは占有者たる上告人の責任と謂はざるを得ず故に原院が上告人は本件の如く生徒の容易に近よることを得べき場所に於て生徒の近よることを防止すべき何等の設備をなさずして右梯子を保管し而かも之を保管するに際

し他に束縛顛倒する等顛倒を防止すべき適當の設備をなさず云々と説明し  
 本件損害賠償の責任あることを認めたるは不法に非ず（大審七年民二〇〇  
 〇頁）

（註）本件は東京市神田區の某小學校に起りし事件である被害者たる生徒の  
 保護者より神田區長を相手取つて損害賠償の訴を起した神田區長側で  
 は小學校の運動機具は神田區の占有して居るものではないそれは校長  
 の占有して居るものである従て小學校の運動機具で兒童が負傷し死亡  
 しても神田區としては責任を負ふ義務がないと抗辨した而し大審院は  
 之に對し學校長や教員が小學校の運動機具を占有して居る様に見える  
 のはあれは單に公法上教育の目的のために使用するに過ぎない占有は  
 依然として區にあるものである校長や教員は教育の目的のために使用  
 するための運動機具を取り付け或は取り外す等の行爲をなすも其の取  
 り付け取り外すに付き毫も危険なき程度の設備をなすべき義務は占有

者たる神田區にあるのであつて校長や教員にはないそれであるから此  
 の設備を怠つて兒童を死に至らしめたる以上はその責任は神田區で負  
 ふべきものであると謂ふのである

一、小學校教員ノ兒童毆打事件ノ裁判並ニ小學校代用教員ガ兒  
 童ヲ毆打シ負傷セシメタル場合ハ市町村ガ右ノ損害ヲ賠償  
 スル義務アリヤ

民法第七百九條 故意又ハ過失ニヨリテ他人ノ權利ヲ侵害シタルモノハ  
 之ニ因リテ生シタル損害ヲ賠償スル責ニ任ズ

#### 事實

小學校代用教員梅木一重は〇〇尋常小學校尋常科四學年兒童の受持教員で

あつた

其の受持兒童の内海澤清は殊の外腕白者で受持教員の梅木一重も頗るもて餘した梅木は偶々大正十五年五月十日午前十時頃同校運動場で右の受持たる第四學年生徒に對し體操の授業を開始しようとした  
體操の授業を開始するときには校庭の運動場に生徒は整列して受持先生の來るのを待つことになつて居たのであるが腕白小僧の清は他の生徒が整列しても更に列に加らず校庭の石を捨て外に投げて遊んで居たそこで級長の某が之れを制止しても清は更に聞き入れず盛んに投石して居たそこへ受持教員の一重が來ていきなり右手を以て清を殴打し地上に轉倒せしめた其の爲めに清は顔面左側眼下より上頸部に至る迄の打撲傷を負ふた其の上尙輕微なる腦震盪を起して一時人事不省に陥つた  
受持教員の梅木一重はもとより校長より小使に至る迄皆びつくりして大騒ぎをした

生徒はみんな口々に清が死んだ死んだと叫んだ之れが兒童の父兄保護者の耳にはいつたから騒ぎは益々大きくなつた先生が受持兒童をなぐり殺したと云ふのであるからそれは大變な騒ぎになつた新聞記者が學校に來る脅迫團が校長に面會を求めると云ふ大騒動となつた

そこで學校では事を穩便に治めようと云ふ考へで校長や學務委員も加はつて先づ清の父某に對し百方陳謝した

所がどう云ふ行き違であつたか却て清の父某の憤激を買ふ結果になつて遂に師弟の間に見苦しい裁判沙汰となつたのである

### 判 決

控訴人海澤清が大正十五年五月十日當時〇〇尋常小學校の尋常科四年兒童なりしこと及被控訴人梅木一重が當時同校の代用教員にして右學年の受持教員たりし事實は當時者間に争なし仍て一重が控訴人清に對し不法行爲をなしたりや否やに就き案するに原審證人〇〇〇等の證言を綜合考覈すれば

前記小學校代用教員たる一重は大正十五年五月十日午前十時頃同校運動場に於て其の受持たる右第四學年兒童に對し體操の授業を開始せんとするに際し清が豫て受持教員より命せられたる如く他の兒童と共に整列すべきを之に背き且級長の制止をきかずして投石し居たるため之に訓戒を加ふるに當り右手を以て清の頸部を強く押壓し地上に轉倒せしめ因て同清の顔面其他に三四週間を要する創傷を負はしめ尙一時輕微なる腦震盪を起し一時人事不省たらしめたる事實を肯認し得べし然れば一重が清に加へたる右傷害は故意又は過失により清の身體權を侵害したる不法行爲なること疑なきを以て一重は之に因りて生じたる損害を賠償すべき責任あるものとす一重は小學校教員として兒童たる清の教育上公務の執行としてなしたる懲戒行爲に基き右負傷を爲すに至りたるものなれば私法上の責任なき旨主張すれども小學校令施行規則第七十一條小學校令第四十七條に依れば小學校の代用教員も他の小學教員と同じく其の教育上必要と認むるときは兒童を懲

戒することを得るも體罰を加ふることを得ざることは明なるを以て前示の如く清を訓戒するに當り前示傷害を爲したるは其の教育上公務の執行に依る正當なる行爲に出たるものとは斷し難く該主張は理由なし然れば右損害の額に就き負傷當時の年齢創傷の程度並に師弟關係其他諸般の事情を參酌し清が負傷に依り蒙りたる精神上の苦痛に對する慰籍料は金五十圓を以て相當とす（中略）

更に控訴人村に對する本訴請求に就き案するに小學校令第六條第七條に依れば市町村又は町村學校組合は其の区域内の學令兒童を就學し得るに足るべき尋常小學校を設置すべきものにして其の小學校の設置に關する費用は同令五十一條により市町村又は町村學校組合の負担となし該職員の俸給旅費其の他の諸給與も之が費用の概目中に列舉せられたりと雖もそは小學校教育事務が右公共團體の事務たるが故に非ず蓋し同令第六十條六十一條によれば小學教育事務は國の事務なること明にして同令第六十條市町村立小

学校の管理は市町村長又は町村學校組合長之をなすと規定すれども之等のものによりて代表せらるる市町村若しくは町村學校組合に於て之が管理權を有する趣旨に非ることを看取し得べければなり加之小學校令第四十二條に依れば特別の事情あるときは免許狀を有せざる者を云て小學校教員に代用することを得べく右代用教員に關する規定は文部大臣之を定むと規定し文部省令たる小學校令施行規則第六十八條に依れば市町村立小學校代用教員の採用辭職及懲戒處分は市町村立小學校准教員の例に依る旨規定するを以て小學校令四十八條四十四條の準用に依り右代用教員の任用解職及懲戒處分は府縣知事が國の行政官廳として之を行ふものなること極めて明瞭なり左れば小學校代用教員が右の手續に依り任用せられたる後之に對する俸給其の他の諸給與を該市町村の負担たらしむる事實を以て右代用教員を民法第七百十五條に依る其の市町村の被用者なりと論斷するを得ず果して然れば村は同村立小學校代用教員たる一重の使用者に非ること勿論なるに依

り一重の不法行爲に付村をして之が損害賠償をなさしめんとする本訴請求は不當なるを以て之を棄却させるべからず（東京控訴院判決法律新聞二八二六號七頁）

（註）本件は小學校の代用教員が授業中教員の命令に背きたるため受持兒童を毆打したる民事裁判であるもとより人を毆打すれば刑事上の問題を生ずる即刑法第二百八條により「暴行を加へたるものを人を傷害するに至らざるときは一年以下の懲役若しくは五十圓以下の罰金又は拘留若しくは科料に處す」とあり又人を傷害するに至りたるときは同法第二百四條により「人の身體を傷害したる者は十年以下の懲役又は五百圓以下の罰金若しくは科料に處す」とありて刑事上の責任を負はねばならぬ而し現行刑事訴訟法は罪を犯したるものを必ずしも罪すると云ふ趣旨ではない犯罪の成立を認めても検事は之を起訴すると起訴せざるとは検事の意見に依て定まるのである此の事案の場合には犯罪の成立を認め

が検事に於て不起訴處分を爲したので幸に刑事上の責任は免れたのである而し検事が不起訴處分になしても民事上の責任は別に残つてゐるのであるそこで生徒側では民法に基き不法行爲に依る損害賠償の請求を代用教員に向つてなしたのである又一方村に對しても同様民法に依て損害賠償の訴を起したのであるが而し教員は村で雇入れておく即ち村の使用人ではないのであるから小學校教員が如何なる不法行爲をなしても市町村は之に對して何等民事上の責任を負ふべきものではないと説明したのである

市町村は責任を負ふべきものではないが不法行爲をなした本人即教員は當然民事上の責任を負はねばならぬ然らば如何なる範圍に於て責任を負ふべきかと云ふに此には慰籍料の點に就てのみ説明してゐる裁判所は生徒の幼年なること及生徒と教員との間に起りし問題であるから師弟の情義と云ふ點等を參酌せねばならぬこと等に依りて金五拾圓が



相當であると判決したのである是れは金額が餘りに少い様であるが而しよく考へて見れば師弟の間にこんな問題の起ると云ふことは面白くないことであつて腕白小僧共を相手にする教員の立場に同情したためであるらしい

此の五拾圓は慰籍料であるから此の外に生徒側に醫療代等の實際損害があれば別に損害として請求し得たのであるが實際は醫師にかかる程の傷害を受けたのではないのであるから此の點は裁判所で認めなかつたのである

此の判決に對し原告側では不服で大審院に上告を爲したがやはり原判決通りであつた



## 一、右ニ對スル大審院ノ判決

民法七百十五條 或事業ノタメニ他人ヲ使用スル者ハ被用者カ其ノ事業ノ執行ニ付キ第三者ニ加ヘタル損害ヲ賠償スル責ニ任ズ但使用者カ被用者ノ選任及事業ノ監督ニ付キ相當ノ注意ヲナシタルトキ又ハ相當ノ注意ヲ爲スモ損害ヲ生スベカリシトキハ此ノ限ニ非ズ

使用者ニ代リテ事業ヲ監督スルモノモ亦前項ノ責ニ任ズ

前二項ノ規定ハ使用者又ハ監督者ヨリ被用者ニ對スル求償權ノ行使ヲ妨グズ

上告理由第一點

原判決は上告人等の被上告人村に對する請求に付「小學校令第六條第七條に依れば市町村又は町村學校組合は其の區域内の學齡兒童を就學せしむるに足るべき尋常小學校を設置すべきものにして其の小學校の設置に關する費用は同五十一條に依り市町村又は町村學校組合の負担となし該職員の俸給旅費其の他の諸給與も之を費用の概目中に列擧せられたりと雖もそは小學校教育事務が右公共團體の事務たるが故にあらず蓋し同令六十條六十一條に依れば小學教育事務は國の事務なること明にして同第六十條に市町村小學校の管理は市町村長又は町村學校組合長之を爲すと規定すれども之等の者により代表せらるる市町村若くは町村學校組合に於て管理權を有する趣旨に非ることを看取し得べければなり」と判示せられたり

然れども民法第七百十五條に所謂事業とは營利的大事業の謂に非ずして單に仕事又は事項と云ふに等し從て該事業が自己固有のものなると法律又は命令に基き又は契約によりて自己の仕事として之を爲すとを問はざるなり

原判決は小學校令第六十條に市町村長市町村學校組合管理者又は町村學校組合管理者は市町村市町村學校組合又は町村組合に屬する國の教育事務を管理し市町村立小學校を管理すとあるを捕へて小學校教育事務は國の事務にして市町村又は町村學校組合たる公共團體の事務に非すと判定したるは早計なり既に事業中には固有事務たるを委任事務たるを問はず苟も自己の職分として行ふものなるに於ては所謂事業たるに差支なき以上固有の事務に非すとせば更に進んで委任事務に非るかを究めざるべからず素より原告人と雖も小學校教育事務を以て市町村又は町村學校組合等の公共團體が自己固有の事業として之を行ふものなりと主張するものには非ず之等公共團體は國の委任に基き法規に準據して自己の處分として遂行するものなることを力説したるところにして小學校令第六十條の所謂國の教育事務を管掌しとは上述の如く解するを正當とし同條後段の管理とは同一意義を有するものとす此の點より見るも小學校教育事務を以て市町村又は町村學校組合の

事務に非すと斷するの根據なく原判決は結局法律の解釋を誤りたるか又は理由不備の裁判にして破毀を免れずと云ふにあり

#### 判決理由

然れども小學校令第六十條には市町村長又は町村學校組合長は市町村又は町村學校組合に屬する國の教育事務を管掌し云々と規定しあり同第六十一條には府縣知事は市町村又は町村學校組合の區長又は其の代理者をして云々區に屬する國の教育事務を補助執行せしむることを得と規定しあるに依りて之を觀れば小學校教育が國の事務たること明なり而して同第六十條に教育事務を管掌すとあるは國の事務たる小學校教育事務を市町村長又は町村學校組合長をして管掌せしむるの趣旨にして小學校教育を市町村の事務となしたるものに非ず故に原院が小學校教育は國の事務にして公共團體の事務に非すと判斷し因て以て被上告人と小學校員との間には民法第七百十五條に所謂使用者被使用者の關係を生ぜずと判示したるは相當にして上告論旨は理

由なし

上告理由第二點

原判決は小學校教員は市町村又は町村學校組合の被用者に非ずとの説明に於て「小學校教員が右の手續に依り任用せられたる後之に對する俸給其他の諸給與を該市町村の負担たらしむる事實を以て右代用教員を民法第七百十五條に依る市町村の被用者なりと論斷することを得ずとて上告人の請求を排斥せられたり

或る事業に就き他人を使用すとは事實上或事業の全部又は一部に付き他人をして爲さしむる義にして使用者被用者間に契約關係を要求する者に非ず唯普通の事例として契約關係の存在するを常とす今小學校教員に就き之を見るに教員のなすべき教育事務は市町村又は町村學校組合が國の委任に基き法規に依り國に屬する教育事務を代行するものにして教員は其の教育事務遂行の爲市町村又は町村學校組合の委託に基き事務の執行を爲すものとす

從て之等公共團體と教員との法律關係は雇傭又は準委任に該當するものなりと云ふにあり

判決理由

然れども小學校令第四十四條には市町村立小學校長及教員の使用は云々府縣知事之を行ふと規定しあり同第四十八條には市町村立小學校長及教員職務上の義務に違背し云々體面を汚辱するの行爲ありたるときは府縣知事に於て懲戒處分を行ふとあり又明治二十四年勅令第二百十八號には市町村立小學校長及正教員は判任文官と同一の待遇を受けと規定しあるに依りて之を觀れば小學校教員は國の行政機關たる府縣知事に於て之を行ひ市町村等に於て之を行ふものに非ざること明にして小學校令第十二條には特別の事情あるときは免許狀を有せざる者を以て小學校准教員に代用することを得代用教員に關する規定は文部大臣之を定むと規定しあり文部省令たる小學校令施行規則第六十八條には市町村立小學校代用教員の採用解職の例に

よると規定しありて代用教員に就ては小學校令第四十四條第四十八條の規定に従ふべきことを定めたるを以て代用教員の任用解職及懲戒處分も亦國の機關たる府縣知事に於て之を行ふべきものと謂はざるを得ず従て代用教員に市町村等に於て之を任用監督するものに非ざること疑を容れず代用教員が俸給其の他の諸給與を市町村等より受くることは上告人所論の如くなれども任用監督をなす者と費用を負擔するものとは必ずしも同一なることを要せざるものなれば右の事實によりては未だ市町村等が代用教員の任用又は監督を爲すものと謂ふことを得ず故に民法第七百十五條に依り代用教員を以て市町村の被用者なりと論斷することを得ざるものとす

然らば原因が前記代用教員を被用者に非ずと判斷し被上告人村は同人の不法行爲に付責に任すべきものに非ずと判示したるは不法に非ず仍て上告論旨理由なし（昭和四年四月十八日言渡大審院判決三年（オ）一三〇一號）

一、小學校校舍ノ瑕疵ニ基キ生徒ヲ負傷セシメタル場合ハ何人が責任ヲ負フベキヤ

民法七百十七條 土地ノ工作物ノ設置又ハ保存ニ瑕疵アルニ因リテ他人に損害ヲ生ジタルトキハ其ノ工作物ノ占有者ハ被告者ニ對シテ損害賠償ノ責ニ任ズ

但占有者カ損害ノ發生ヲ防止スルニ必要ナル注意ヲ爲シタルトキハ其ノ損害ハ所有者之ヲ賠償スルコトヲ要ス

前項ノ規定ハ竹木ノ栽植又ハ支持ニ瑕疵アル場合ニ之ヲ準用ス

前二項ノ場合ニ於テ他ニ損害ノ原因ニ付キ其ノ責ニ任ズベキ者アルトキハ占有者又ハ所有者ハ之ニ對シテ求償權ヲ行使スルコトヲ得

現行法に於て公用物殊に小學校舎の設置及保存に瑕疵ありたる場合に於て民法と異りたる規定は全く存せず又公用物の瑕疵に基く損害に就ては私物の瑕疵に基く損害に於けると其の法律上の取扱を異にすべき理由なきを以て民法第七百十七條の適用ありとなすは正當なりとす（美濃部博士説法評論五卷二九四頁）

一、學齡兒童ヲ雇傭スル契約ハ小學校令ニ反スル無効ノ契約ナリ

ヤ

小學校令第三十三條 尋常小學校ノ教科ヲ修了セザル學齡兒童ヲ雇傭スル者ハ雇傭ニヨリテ兒童ノ就學ヲ妨グルコトヲ得ス

民法第六百二十三條雇傭ハ當事者ノ一方ガ相手方ニ對シテ勞務ニ服スル

コトヲ約シ相手方ガ之ニ其ノ報酬ヲ與フルコトヲ約スルニ因リテ其ノ効カヲ生ズ

判決

尋常小學校の教科を修了せざる學齡兒童を雇傭する契約は必ずしも小學校令に反するものと謂ふを得ず苟も兒童保護者をして兒童を就學せしむる義務の履行を不能ならしめ若くは使用者をして兒童の就學を妨ぐることを得しむる等の約項存せざる限りは之を以て不法のものとなすを得ず（大審院大正三年民五一九頁）

（註）兒童を就學せしむる義務の履行を不能ならしめ又は使用者をして兒童の就學を妨ぐるが如き條項が雇傭契約中に存するときは其の雇傭契約は無効の契約となる例へば雇傭契約中に契約期間中は小學校に登校せざること等の條項あるときは其の契約は無効なり

## 一、學齡兒童ヲ工業主ガ雇傭シタル場合ニハ犯罪成立スルヤ

工場法施行令第二十六條 尋常小學校ヲ修了セザル學齡兒童ヲ雇傭スル場合ニ於テハ工業主ハ就學ニ關シ必要ナル事項ヲ定メ地方長官ノ認可ヲ受クベシ

同法第三十三條工業主左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

七、第二十六條ノ認可ヲ受ケスシテ尋常小學校ノ教科ヲ修了セサル學齡兒童ヲ雇傭シタルトキ

## 判 決

工場法施行令第二十六條は文理上の解釋としては雇傭せらるべき各學齡兒童に就き許可を受けしむるの規定なりと認むるを得るの觀なきに非ずと雖も

同法條の精神たるや學齡兒童の義務教育を阻害せざらんことを期するにあつるを以て義務教育は小學校令により一般的に教科を定めて之を修了せしむるものにして箇々の學齡兒童に付き各別に其の心身の狀況等を審査して就學認可を要するものに非るを以て上叙施行令の規定も亦尋常小學校の教科を修了せざる學齡兒童を雇傭する場合に於ては各箇の兒童に就き認可を受くべきことを要求するものに非ずして義務教育の本旨を全ふするため其の工場に雇傭せらるゝ兒童全體に對し一般的に就學に關する必要事項を定め認可を受けしむるの趣旨なりと解するを適切なりとす

果して然らば工業主又は之に代る者に於て此の一般的の認可を受けたる上叙の學齡兒童を雇傭する場合に於ては別に認可を受くることなしとするも同施行令第三十三條第七號の罪を構成せざるべく反之上叙の必要な認可を受けたることなきに拘らず尋常小學校教科を修了せざる學齡兒童を雇傭する場合に於ては上叙の罪を構成すべきものなること勿論なりとす然る

に原判決に於ては判示事實が其の何れの場合に當るかを明確にすることなくして判示の如く有罪の間擬をなしたるは理由不備の不法あるものとす  
 (大審院大正八年刑七四七頁)

一、學齡兒童保護者が就學義務ヲ怠リタルトキハ如何ナル制裁アリヤ

行政施行法第五條 當該行政官廳ハ法令又ハ法令ニ基キテナス處分ニ因リ命ジタル行爲又ハ不行爲ヲ強制スルタメ左ノ處分ヲ爲スコトヲ得

一、自ラ義務ヲナスベキ行爲ヲナシ又ハ第三者ヲシテ之ヲ爲サシメ其ノ費用ヲ義務者ヨリ徴收スルコト

二、強制スベキ行爲ニシテ他人ノ爲スコト能ハザルモノナルトキ又ハ不行爲ヲ強制スベキトキハ命令ノ規定ニ依リ二十五圓以下ノ過料

ニ處スルコト

前項ノ處分ハ豫メ戒告スルニ非レバ之ヲ爲スコトヲ得ズ但シ急迫ノ事情アル場合ニ於テ第一號ノ處分ヲ爲スハ此ノ限ニ非ズ行政官廳ハ第一號ノ處分ニ限り行爲又ハ不行爲ヲ強制スルコト能ハズト認ムルトキ又ハ急迫ノ事情アル場合ニ非レバ直接強制ヲナスコトヲ得ス

判決

學齡兒童の保護者が就學義務を盡さざる場合に於て郡長より督促をなすも尙之に應ぜざるときは郡長は其の者に對し二圓以下の過料を言渡すの職権を有す而して其の過料の徴收は國稅徴收法の規定に依りて之を行ふべきものとす (大審院明治三十七年刑二二三七頁)

## 一、贈賄シテ校長トナリタル校長ニ對スル刑事事件

刑法第九十八條 公務員又ハ仲裁人に賄賂ヲ交付提供又ハ約束シタルモノハ三年以下ノ懲役又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス  
前項ノ罪ヲ犯シタルモノ自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

## 事實

某は小學校長となるがために某市の教育課長に金五百圓を贈賄したるれで目的通り校長になれた  
所が之が発覺して名古屋の裁判所で罰金二百圓の略式裁判の言渡を受けた  
註略式手續(抄)

## 刑事訴訟法

第五百二十三條 區裁判所ハ檢事ノ請求ニ因リ其ノ管轄ニ屬スル事件ニ付公判前略式命令ヲ以テ罰金又ハ科料ヲ科スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ沒收ヲ科シ其ノ他附隨ノ處分ヲ爲スコトヲ得

略式命令ハ被告人ニ裁判書ノ謄本ヲ送達シテ之ヲ爲ス裁判所書記本人ニ謄本ヲ交付シタルトキハ送達アリタルモノト見做ス

第五百二十四條 略式命令ノ請求ハ公訴ノ提起ト同時ニ書面ヲ以テ之ヲ爲スコシ

第五百二十五條 前條ノ請求アリタル場合ニ於テハ其ノ件略式命令ヲ爲スコトヲ得ズ又ハ之ヲ爲スコトヲ相當ナラスト思料スルトキハ通常ノ規定ニ從ヒ審判ヲ爲スコシ

第五百二十六條 裁判所ニハ罪トナルベキ事實適用シタル法令科スベキ刑及附隨ノ處分並ニ謄本ノ送達アリタル日ヨリ七日内ニ正式裁判ノ請求



ヲ爲スコトヲ得ベキ旨ヲ示スベシ  
 第五百二十七條 略式命令ヲ爲シタルトキハ檢事ニ裁判所ノ謄本ヲ送達ス可シ

第五百二十八條 略式命令ヲ受ケタルモノハ謄本ノ送達アリタル日ヨリ七日内ニ正式裁判ノ請求ヲ爲スコトヲ得  
 正式裁判ノ請求ハ略式命令ヲ爲シタル裁判所ニ最面ヲ以テ之ヲ爲ス可シ  
 正式裁判ノ請求アリタルトキハ裁判所ハ速ニ其ノ旨ヲ檢事ニ通告スベシ  
 (以下略)

一、中等教員ガ名義上小學訓導ヲ兼務シ徵兵忌避トシテ檢事ニ起訴セラレタル事件

小學校教員ニハ六週間現役ト云フ特典ガアツタガ中等教員ニハ之ガナイ

ソコデ中等教員ハ合法的ニ小學校教員ノ辭令ヲ受ケテ實際ハ中等學校ノ教員ヲツトメル只形式的ニノミ小學校ニ務メルト云フ事ニナル實際ハ務メテ居ラヌ之ハ法律上ヨリ見ルトキハ合法的デハアルガ一方徵兵忌避トナルト云フノデ此レガ問題トナツタ裁判所ハ次ノ判決ヲ下シタ

被告は六週間現役兵で二十八歳にならぬ内に中等學校教員の資格を得た○  
 ○小學校訓導の辭令を受けて實際は○  
 ○女學校の教諭を勤めて居た其の外  
 形の事實は認めるが被告の意思に於ては當時東京高等師範學校第一臨時教  
 員養成所幹事たる稻葉彦六から六週間現役兵なるが故に斯うして貰いたい  
 との注文が○  
 ○高等女學校長に向けて發せられ同校でも又高等小學校でも  
 結果に於て徵兵忌避になるべき取扱をなした而しながら被告としては此れ  
 を斷然拒否するのが當然であるが其れには非常な勇氣を要することであり  
 外形上の忌避は明であるが被告が積極的に出でたる行爲に非ず行爲として  
 は不作爲犯で而も被告の犯意が明瞭ならざる故に無罪とする(法新二八三

三號一八頁諏訪區判決

九四

(註) 本件は無罪の判決を受けたが而し無罪の判決は必ずしも晴天白日なりとは云はれない判決にもある如く被告の犯意は明瞭でないから無罪とすると言つて居る若し小學校に少しも勤務せず單に出動簿に出動印を捺すのみであるならば其れは徵兵忌避となると信ずる

一、女學校長が教へ子タル女生徒ニ對シ汚行ヲナシタル懲戒事件

事實

藤井盛は公立高等女學校校長兼教諭であつたが彼れは頗るの好色家で自己の教へたる女生徒に對し屢々汚行があつた同校寄宿舎に彼れは舎監となるや其の寄宿舎生徒を夜中一人宛自己の居室に引き入れ自己の慾情を満足せし

めんと計つたところが此のことが早くも校内全生徒に知れ渡つて生徒は校長と呼ばれても一人宛は決して校長の所に行かぬと云ふ同盟をした此のことが問題になつて文官高等懲戒委員會の懲戒に付されたのである

議決

文官高等懲戒委員會は公立高等女學校校長兼教諭藤井盛に對する懲戒事件を審察するに

右藤井盛は○府立高等女學校校長兼同校教諭在職の者にして昨年より本年二月に渡り同校寄宿舎生徒數名に對し屢々悖徳の行爲を爲したるものなり以上の事實は文部大臣の審査要求書及其の附屬書類審査に徴し明白なり右藤井盛の行爲の中大正十三年一月二十六日前の所爲に就ては同年勅令第十一號に依り懲戒を行はざるも其の後の所爲は明治四十年勅令第七十七號に依り文官懲戒令第二條に該當し同第三號第一號に依り免職に處すべきものにして且其の情重きものと議決す(法新二一八五)

九五

## 一、小學校ノ建築ニ關シ村長ガ收賄シタル事件

某村長が村立小學校を建築するに付て小學校建築請負人より或る報酬を受け取つた

ところが之が瀆職罪を構成すると云ふので起訴せられ遂に村長は第一審第二審とも有罪の判決を受けた

そこで大審院に被告は上告して無罪なりと主張して争つた而し上告は棄却せられて有罪となつた

上告理由

原審認定によれば大正六年三月八日當時〇〇縣〇〇村長たりし某と同人管理に係る同村有にして地上權設定の上〇〇縣の模範林となり居れる〇〇番

地の山林に付模範林地變更の許可せらるることを條件とし代金一萬圓を以て賣買すべき旨の假契約をなすに際し被告〇〇〇は共謀の上被告某の要求に應じ右假契約に關する盡力及將來右賣買の本契約の締結に關しなさるべき盡力に對する報酬とし云々と謂ふにありて

(イ)村有財産の賣却は町村制第九十四條によればある特別の場合を除き總て競争入札に付すべきものにして任意賣買を許さざるものとす然るに前示認定によれば模範林地變更の曉任意賣買を爲すべき旨の假契約なれば村長たる某に於て假りに模範林地變更の許可を得たりとするも自己の權限上右假契約を遂行する能はざるもの即權限外の行爲なれば刑法上職務に關し報酬供與の約束をなしたるものに非れば被告等に於て何等犯罪を構成せざるべし

(ロ)假りに前段理由にして當を得ざるものとするも村有財産に付き村長に於て任意賣却を爲す如きは其の職務權限に屬するや否や頗る疑はしき點な

れば原審は事實認定に於て職務上の行爲たることを明示することを要すべし然るに原判決上此の認定を欠きたるは少くも事實理由の不備を免れず(ハ)(イ)の部に於て説明したるが如く任意賣買をなすべき假契約にして權限なき即ち職務外を行爲なりとせば將來に於ける本契約の締結に關してなされるべき盡力も亦全然職務と沒交渉なるべきは多言を要せずして明白なる所なるべし故に之に對する報酬給與の約束をなしたりとするも未だ以て贈賄罪に問擬するを得ざるべし

#### 判決理由

町村制第九十四條但書の場合に於て村會が村有財産の賣却に付き隨意契約を爲すことを議決したるときは村長は村を代表して之が締結をなすべき職務を有するものなれば村長が右隨意契約の準備として假契約の締結に盡力し又本契約の締結に關し議案を村會に提出し且その議決を得ることに盡力するは村長の職務に關する行爲なりと謂はざるべからず

故に村長に對し上叙の行爲に就き報酬を贈與すべきことを約束するときは賄賂約束罪を構成するものとす

本件は被告〇〇に於て村長たる某と村有財産賣却に付き假契約をなしたる盡力並に將來契約を締結するに當りなすべき盡力に對する報酬を約束したるものにして右報酬の約束は前示村長の職務に關しなしたること自ら明なるを以て論旨理由なし

#### 上告理由

村長は村有財産を管理するの職務あること勿論なれども將來村有たるべき物を村有以前に於て之を管理すべき職務あることなし而して小學校の建築工事中に於ては其の工事は單に請負人の仕事たるに止まり其の仕事を完成し村に引渡をなすことにありて茲に初めて村有の學校となるべきものなれば假令事實上以前に小學校の建築工事を監督し後日引渡を受くる際に於ける準備行爲をなしたりとするもそれは村長の職務上の行爲に非ず故に其の工

事中の監督に關し財物の交付を受くるも以て職務に關して收賄したるものと謂ふこと能はず然るに原判決は其の認定事實に對し刑法第九十七條第一項前段を適用處斷したるは理由不備の不法あるものと信ずと云ふにあり

#### 判決理由

村立小學校の建築は村の事業にして其の校舍は村有に歸すべきものなれば右建築を請負人に請負はしめたる場合と雖も村に於て工事を監督すべきは勿論の事に屬す從て村長が村を代表して右監督の任に當るは村長當然の職務なりと云はざるべからざるを以て村長がその監督に關し財物を收受すれば賄賂收受罪を構成すべきこと論を俟たず然らば原判決は相當にして論旨理由なし（大正七年十一月三十日大審院刑事三部判決七年（れ）一八八〇號）

#### 一、中學校教諭が校友會費ヲ横領シタル刑事事件

刑法第二百五十三條 業務上自己ノ占有スル他人ノ物ヲ横領シタル者ハ五年以下ノ懲役ニ處ス

#### 事實

被告人大野一郎は明治二十七年より大正十五年七月迄約三十年の久しきに渡つて中學校に教諭として奉職してゐた奉職中學校に學校職員生徒卒業生よりなる校友會なるものがあつて其の校友會の會費の徴收補助金寄附金等の受入預金の保管其の他一切の會計事務に大野一郎は従事してゐた此の校友會の保管金の内三百二十圓を銀行より引き出して大野一郎は奉職中學校長に貸し付けた

尙三千五百圓を引き出して自己の宅地並に住宅を買ひ入れた

處がこのことが大正十五年七月に至つて發覺したのであるそこで此の校友會費なるものは校友會員全部の共有財産である大野一郎一人の財産ではない單に大野は此の校友會費を保管してゐるに過ぎない従て大野が勝手に使用すべき筋合のものではない此れを勝手に使用すればそれは刑法に謂ふ所の自己の占有する他人のものを横領したと云ふことに該當することとなる大野一郎は發覺したのでびつくりして直に右の三千五百圓を校友會に辨償した又校長も驚いて自己の借入金三百二十圓を大野に返濟し大野は之れを校友會に辨償したので校友會は金錢上の損害は免れた而し被告大野一郎の刑法上の責任は右の横領金を辨償したことに由つて消るものではないそこで裁判所は被告大野一郎を懲役四ヶ月に處したのである處が被告大野一郎は之に不服で大審院に上告した大審院は被告を懲役四ヶ月に處し一年間の右の刑の執行を猶豫すと謂ふ寛大なる判決を下した

(註) 刑の執行猶豫と謂ふものは或る期間刑の執行を猶豫することを言渡し

若し其の期間内に其の言渡が取消されなかつたときは刑の言渡は其の効力を失ふことである刑の言渡が効力を失ふのであるから刑の言渡は初めよりなつたと同一になつて刑の言渡に伴ふ總ての法律上の効果は全滅するのである即ち刑の執行を免除するばかりでなく刑の言渡の効力を失はしめて犯人をして純良無垢の地位に復歸せしむるのである

### 判 決

被告人は明治二十七年以來本件發覺に至る迄三十年の久しきに渡り各種中學校女學校に教師として就職し専ら青年子女の教養に努め就中其の最後は明治四十三年四月より引續き大正十五年七月迄〇〇縣立中學校教諭として奉職し居たるものなる處豫て該校に於ては創立以來同校職員生徒卒業生が會員となり校友會を組織し會員の心身修養善良風俗の助成及會員相互の情誼を厚くすること等を目的とし各會員より會費を徴收し該員の補助金其の

他の寄附金及預金の利息等にて該目的を遂行し來り居たるに被告人は大正五年九月該校友會長たる同校長の委囑により右校友會の會費の徴收補助金寄附金等の受入預金の保管其の他一切の會計事務に従事し爾來大正十五年七月に至る迄該會員全部の共有金たる右校友會金を保管中不正領得の意思を以て其の業務上保管に係る右校友會金の内合計三千八百二十圓を擅に自己の用途に費消し又は他人に貸與し以て該金圓を横領したるものなり證據を案するに右事實に付被告人は當公庭に於て判示趣旨と同一の供述を爲し且判示横領金の内三百二十圓は同校長に貸與し其餘は自己の宅地買入住宅の建築費其の他に消費ししたる旨供述しあるを以て判示犯罪事實の證明あるものと認む(中略)

法律に照すに被告人の所爲は刑法第二百五十三條に相當するを以て其の所定期限範圍内に被告人を懲役四ヶ月に處すべきものとす然れども被告人が判示の如く明治二十七年以來本件發覺に至る迄三十餘年

に至る迄三十餘年間各種中學校に教鞭をとりその大半を費し専ら青年子女の教養に盡瘁し居たる事實に徴すれば其の人物經歷の一斑を知るに難からざるのみならず教育界に貢献したる功績も亦蓋し尠少なりとせず加之に被告人は本件發覺するや全部を自白し既に第一審判決以前に於て横領金全部を校友會に辨償し只管前非を悔悟し改悛の情顯然なるものあるを以て被告に對し前記刑の執行を猶豫するを相當と認む(大正十五年(れ)七八號法二六三一號)

(註)身中學校の教諭たる職にありながら校友會費寄附金等を横領費消するが如きは寛恕すべからざる汚行と言はねばならぬが而し一面半生を教育界に貢献したる功績も亦没すべからざるものあるを以て大審院は特に被告人に刑の執行を猶豫したる情ある判決である

とかく金銭が自己の手下にあれば消費し易いものであるがそれが他人の物である場合は此の判決に示すが如く横領罪を構成するから注意せ

一、校内ニテ女學校長が生徒用教科書其ノ他學用品ノ販賣ヲ許可シタル刑事事件

刑法第九十七條 公務員又ハ仲裁人其ノ職務ニ關シ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求若クハ約束シタルトキハ三年以上ノ懲役ニ處ス  
因テ不正ノ行爲ヲナシ又ハ相當ノ行爲ヲナササルトキハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス  
前項ノ場合ニ於テ收受シタル賄賂ハ之ヲ沒收ス若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハサルトキハ其ノ價額ヲ追徴ス

事實

被告奥田角次は大正十三年三月十一日ヨリ同年五月二十迄新設の〇〇縣立高等女學校長事務取扱として同校内の取締の職に従事してゐた  
ところが女學校長事務取扱中に近所の書籍店主水本周吉なるものが同校内で同校生徒の教科書並に其の他學用品を一手販賣したいから是非之れを許可してもらいたいと云ふ懇請を受けた  
そこで被告奥田角次は水本周吉に對し校内で右の書籍其の他の物の販賣を許可したのである所が此の許可に對し書籍店主水本周吉は金壹百圓也を校長に右の許可の謝禮として贈與した此の贈與が右の許可の謝禮の意味であるから此れは賄賂であると云ふのである

判決

被告角次は大正十三年三月十一日より同年五月二十日迄新設に係る〇〇縣立高等女學校長事務取扱として同校内の取締等の職務に従事中大正十三年四月上旬〇〇番地書籍商天下堂水本周吉に對し同校内に於て同校生徒用教



科書を一手に販賣することを許可し校舎内取締に關する自己の職務行爲に對する謝禮として同月七日頃角次宅にて金壹百圓の交附を受け以て賄賂として收受したり（以下省略）（大正十四年（れ）一三五三號法二五三一號）

（註）中學校高等女學校等の校舎内に於て生徒用教科其の他文房具類を一手に販賣せしむることを許可するが如き事項は校内取締に害なき限りは生徒の便益を計ることを目的とするものであるから校内取締の事務の範圍内なれば校長の職務上當然處理すべき校務の一部に外ならぬのであるから此の許可することに就き商人より金錢其の他の物を收受すれば其れは公務員その職務に關し賄賂を收受したと言ふことになるのである

ところが生徒用教科書を校内で販賣することを許可するが如きことは私上のことで校務には何等の關係もないことであるから假令許可することに伴き他より贈與を受けてもそれは收賄罪とはならぬと云ふ主張

をなしたのであるが之に對し大審院はやはり之れは許可するとせぬとは校長として處理すべき事項であるから校務である從て收賄罪を構成すると云ふ判決を下したのである

- 一、視學ニ贈賄シテ昇給或ハ榮轉シタル校長ノ刑事事件
- 一、收賄シテ校長及教員ヲ昇給又ハ榮轉セシメタル視學ノ刑事責任並ニ小學校長及首席教員ガ教員互助會費及保護者會費ヲ横領シタルヲ知ツテ行政處分ヲナサズ病氣ニヨル退職トシテ昇給ノ上退職セシメタルトキハ背任罪ヲ構成スルヤ

元〇〇小學校長

小 口 一 夫

右被告山口一夫に對する贈賄被告一城高成に對する收賄背任被告事件に付豫審終結決定をなすこと差の如し  
主文

本件を横濱地方裁判所公判に附す

事 由

第一、被告小口一夫は明治四十五年四月一日〇〇小學校長となり後〇〇小校長に轉任したるものなる處犯意を繼續し同市視學たる一城高成に對し  
(イ)其の轉任前右轉任方を請託して同年三月下旬現金三十圓を包裝したる糸織反物一反(價六圓を)被告一城高成方に持參し高成に於て此の請託を入れ轉任せしむる様更に同年四月中謝禮名義にて現金二十圓を封入したる金一圓堅節切手を同人方に持參し以て此等金品を贈賄し

(ロ)大正三年三月中自己の昇給方を書面を以て請託し金十圓吳服切手を同封したるものにて長男某をして被告高成方に持參せしめて之を贈賄し

(ハ)尙豫て肺患を病み同市役所内規により何時休退職の命に接するやも計り難き處の自己の地位を保存し且職務上便益を與へられたき趣旨を以て大正三年同四年の兩年間各中元歳暮の名を籍りて現金五圓宛合計二十圓を何れも被告高成方に於て尙大正四年四月下旬貸借に名をかり金三十圓を前記  
〇〇小學校内に於て各贈賄し

第二

被告一城高成は〇〇視學として〇〇立小學校長並に教職員の進退身分賞罰年功加俸等に關する職務管掌中何れも其の職務に關し犯意を繼續し

(イ)明治四十四年三月中某より〇〇小學校長たりし某を〇〇小學校訓導に轉任採用方の請託を受け〇〇料理店に於て藝妓を聘し金六圓相當の饗應をうけ〇〇の當時老朽にして其の任に適せざるを知らながら〇〇小校學訓導

に不當の任用をなし

(ロ) 明治四十四年四月二十五日豫て〇〇小學校長某を介し數次〇〇小學校へ轉任採用方を請託せられ之を容れて〇〇小學校長より〇〇小學校長に榮轉せしめたる某より同人轉任後同年五月下旬一城方に於て右轉任採用謝禮名義の下に提供せられたる現金五十圓在中の紙入れを收賄し又明治四十四年十二月頃〇〇小學校訓導某が其家の家庭教師たりし時其の家の下婢と私通し妊娠せしめたる不始末暴露せんとせしにあたり某を休退職の處分に附することなく〇〇小學校に轉任せしめ以て同人のため穩便に取り計られ度き旨請託せられ某より提供せられたる金五圓商品切手を高成に於て收賄して〇〇小學校訓導に轉任せしめ

又大正二年十二月中更に前記某を〇〇小學校訓導に轉任せしめられたき旨の請託せられ高成方に於てその提供せられたる金十圓吳服切手を收賄し之を聽容れて某を〇〇小學校へ轉任せしめ

又大正二年三月中某が雜誌〇〇に疑問の校長と疑問の學校並に新小説夫婦教員と題し同人がその在職せる〇〇小學校保護者會費を横領し居るの疑あり且某が下婢と通じて妊娠せしめたることある旨其の非行を摘發せらるるや同人より行政處分に附せず穩便に取り計られ度旨請託を受け同年四月頃高成方に於て右趣旨の下に同人より提供せられたる金十圓吳服切手を收賄し

又大正二年十一月初旬同人が其の前月年功加俸金三十六圓支給をせられたる謝禮名義の下に金五圓の吳服切手を新聞紙に包みたるものを提供せられたる之を收賄す

(ニ) 明治四十四年十二月二十八日より大正三年三月七日に亘り其の視學たる地位を利用し部下書記某に對し數回金融方を要請し同人が高成の歡心を買ひ置かざれば考朽陶汰等の名義にて自己の地位を動かさるる等職務上不利益の結果を來さんことを慮りて高成の要求を受諾し以て職務上の地位を

保持せんことを欲し前示期間内自己の所持金百三十圓と共に高利にて借入れたる金二百圓を合せ數回に合計三百三十圓を全部無利息にて高成に提供するや高成は其の情を知りながら之を收受し不當に金融を得以て收賄し大正三年五月某の退職に際し内金二百二十五圓は強て之を當時〇〇小學校訓導たりし某の借用名義に更改せしめ

(ホ)被告小口より前示の如く明治四十五年三月下旬〇〇小學校長に轉任を請託せられ現金三十圓を包装したる糸織反物(價六圓)の交付を受け更に同人轉任後同年四月中謝禮名義の下に現金三十圓を封入したる金一圓鯉節切手の交付を受け何れも之を收賄し

又大正三年三月被告小口の昇給方の請託を受け金十圓吳服切手を收賄し又被告小口が自己の地位を保持し且職務上便宜を興へられたき趣旨の下に提供し情を知りながら大正三年四年の中元歳暮の名義にて金五圓宛合計金二十圓尙大正四年四月下旬貸借名義にて金三十圓の交付を受け何れも之れ

を收賄し

(ハ)大正二年一月頃高成方に於て〇〇小學校訓導より同人の妻にして〇〇小學校訓導たりし某を〇〇小學校訓導に兼任せしめられたき旨の請託を受け金五圓の交付を受け之を收賄して右の請託を容れ

(ト)大正二年〇〇小學校訓導より〇〇に於て昇給の請託を受け現金十圓を收賄し右請託を容れ之を昇給せしめ

(チ)大正二年五月頃教員中裕福の聞えある〇〇小學校長某に對し職務上の地位を利用して金品を要請し利を獲得せんことを企圖し被告小口を介して名を高成方新築貸借にかり四百圓の供與を申込みたるに之を拒絶せられたるより同年七月中更に自宅新築に付其の隣接家屋一棟を買受くるの必要あるに際し所有者某の同人所有の長屋四棟八戸と共に買ふに非れば賣却せずとのことより高成はその申出を甘諾し價格僅に金六百五十圓に過ぎざるものを代金千二百五十圓の高價にて購入すべく約し置き一面校長某をして右

長屋のみを代金千二百六十圓にて買取るべき様要請したる處某は高成の申込價格が時價以上にて且高成が前記隣接家屋をも含め代金千二百五十圓にて買受けしことを知りながら高成の意を迎ひて右利益を供與し因て其の職務上の地位を保持し且便宜を得んことを慾し之が買受方を承諾し代金千二百六十圓を支拂ひ高成は之がため隣接家屋一棟價格四十八圓相當のものを無償にて獲得するの利益を得以て收賄し

(リ)大正三年五月〇〇小學校訓導某が〇〇小學校教員某をして右〇〇小學校より退かしむる目的を以て同人に宛て中傷的投書をなしたること發覺したるため某が行政處分に付さるることを慮り高成方に於て某を行政處分に付せず穩便に取計られたき旨要請せられ金二圓の切手を提供せらるるや之を受け以て收賄し某を轉任せしめ尙その謝禮として金五圓を高成方に於て某より交付せられたるを收賄し

## 第三

被告高成は視學として〇〇立教職員の進退等を監督する任務に従事中明治四十二年一月より大正二年二月に至る間同市〇〇小學校首席訓導〇〇が同校及〇〇小學校職員より徴收したる〇〇〇縣教員互助會費〇〇教育會費合計金百二十八圓餘及〇〇並に校長某兩名共謀して同校兒童保護者會費五十六圓餘り各横領したる犯行を認知したるも兩名共無資力にして右欠損補填の途なきより同人等の退校手續中により給與慰勞金等を得せしめて之を充當せしことを企圖し其の任務に背き同人等のため懲戒處分をなさず疾病に因る退校に名をかり校長某に對しては五級上俸に昇給の上退隱料半額金二百二十八圓を首席某に對しては五級下俸に昇給の上給與金百三十三圓を〇〇縣廳より給與するに至らしめ以て該官公署に對し財産上の損害を加へたるものなり

以上の事實は其の證憑充分にして被告小口の贈賄の所爲は刑法百九十八條第一項第五十五條に該當し

被告高成の（リ）の所爲中收賄の點は刑法百九十七條第一項後段其の他の收賄の點は各同百九十七條第一項前段に該當し尙同法第五十五條を適用すべく第三の被告高成の背任の所爲は同法第二百四十七條に適用處斷すべき犯罪なりと思料するに依り刑事訴訟法第六十七條第一項に則り主文の如く決定す（法律新聞一一二七號）

（註）本文は豫審の決定書に過ぎないから被告等は如何なる刑を受くるかは判決によらねばわからぬ此の豫審調書記載の通り視學に贈賄したものは一人ではない多數あるのであるが起訴されて公判に付されたものは僅かに一人のみである他のものは注意されたのみで起訴はされないそこで贈賄すれば贈賄罪で刑法百九十八條に公務員又は仲裁人に賄賂を交付提供又は約束したるものは三年以下の懲役又は三百圓以下の罰金に處すと云ふ條項に該當し尙ほ此の贈賄を連續してなしたるにより刑法第五十五條の連續したる數個の行爲にして同一の罪名にふるるとき

は一罪として之を處斷すと云ふ條文の適用を受くることとなつたのである

又視學の方は贈賄の反對の收賂の罪であるから刑法第九十七條公務員又は仲裁人其の職務に關し賄賂を收受し又は之を要求若くは約束したるときは三年以下の懲役に處す因て不正の行爲をなし又は相當の行爲を爲さざるときは一年以上十年以下の懲役に處すとの條項にあてはまり且連續して收賄したるにより同じく刑法五十五條の連續犯を構成することとなる

尙視學は互助會費を横領したる横領校長並に教員を當然行政處分に付すべきを之をなさずして却て昇給せしめ且つ退隱料等を給與せしめたるにより刑法第二百四十七條他人のため其の事務を處理する者自己若くは第三者の利益を計り又は本人に損害を加ふる目的を以て其の任務に背きたる行爲をなし本人に財産上の損害を加へたるときは五年以下

の懲役又は千圓以下の罰金に處すと云ふ背任罪を構成することとなる

一一〇

一、小學教員が十三年餘ヲ訓導トシテ勤績シ小學校令第二百二十二條第一號ニ依リ一ケ年ノ休職ヲ命ゼラレ休職期間滿了ノ翌日再ビ小學校訓導ニ任ゼラレ一年餘ヲ勤績シ再ビ百二十二條第一號ニヨリ休職ヲ命セラレタル場合ニ八十五年以上ノ勤績者トシテ恩給年金ヲ請求シ得ルヤ又ハ休職期間滿了ノ日一時退職シタルモノトシテ取扱ハルルヤ

### 判決摘要

小學校令施行規則第二百二十四條市町村立小學校正教員一箇年ノ休職期間ハ休職發令ノ日ヨリ起算スヘキモノト解スルヲ相當トス

市町村立小學校訓導ニシテ前項休職期間滿了ノ日ノ翌日他ノ市町村學校訓導ニ任セラレタルトキハ之ヲ勤績者トス

原告 市田イト

被告 ○ ○ ○ ○

大正四年九月十六日附を以て原告に對してなしたる被告の處分は之を取り消す

被告は市町村立小學校教員退隱料年額百八圓を原告に給與すべし  
訴訟費用は被告の負担とす

### 事實

原告陳述の要旨は原告は明治三十二年十月七日東京市〇〇小學校訓導に任せられ尋常本科正教員として勤務し九級下俸を給與せられ漸次昇給して六級上俸に至り且年功加俸年額七十二圓を支給せられ居りし處明治四十五年三月十一日小學校令施行規則第二百二十二條第一號に依り休職を命せられ其

一一一

の後大正二年三月三十一日荏原郡〇〇小學校に轉任を命せられ七級上俸及前示年功加俸を支給せられ大正三年八月二十五日六級上俸を給與せられ同日小學校令施行規則第二百二十二條第一號に依り休職を命せられたり而して右休職の期間は小學校令施行規則第二百二十四條に依り一箇年なるが故に大正四年八月二十五日を以て休職満期となり従て原告の在職は滿十五年以上繼續し月俸は年功加俸を加へて三十五圓以上となるを以て市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法第二條及同法別表に依り原告は年額百八圓の退隱料を受くべき權利を有するものとす

依て大正四年九月四日被告に對し之が請求をなしたるに被告は同月十六日附を以て原告は大正二年三月三十日休職満期に依り退職したる者なるが故に右に對する退職給與金を請求し然る後退隱料を請求すべき旨を指令し原告の請求を却下したり

然れども右は不當の處分にして權利を障害するものなるを以て右處分を取

消し被告は年額百八圓の退隱料を原告に給與すべし訴訟費用は被告の負担とすとの判決を求むと謂ふにあり

被告答辯の要旨は原告が小學校正教員として勤続したる經歷は原告の陳述する所の如し

唯原告は明治四十五年三月三十一日休職を命せられ大正二年三月三十日休職満期によりて退隱者となりたるを以て翌三十一日荏原郡〇〇小學校に任せられたるは轉任に非ずして新任なりしなり従て其の辭令書に休職東京市〇〇尋常小學校訓導市田イトと記載したるは誤謬なるは勿論五年以上の勤續者に非ざる原告に對し年功加俸を支給したるは錯誤に外ならざりしなり依て目下返納命令の手續を爲し居れり

而して原告は被告に大正四年九月十六日付處分に依り原告の退隱料請求を排斥したりと爲し本訴を提起したるも前示九月十六日付通牒に退隱料の請求權の有無を決定したる者に非ず原告は退隱料に先ち退職給與金を請求し



たる後退隠料を請求すべき旨を注意し一應退隠料の請求金を返戻したるに過ぎず其の通牒を以て明治二十五年文部省令第二號市町村立小學校教員退隠料及遺族扶助料支給規則第五條に依る通牒と認むべからざること明なり従て之を以て直に行政上の處分に依り權利を障害したるものと謂ふことを得ず原告の出訴は不適法なり

又假りに原告は出訴し得るものとするも原告は前示の如く大正二年三月三十一日休職満期に依り休職者となりたるものなれば被告が原告に對し其の旨を通知し退職給與金の請求を促したるは不當に非るのみならず原告は十五年以上の勤続者とならざるを以て其の退隠料額は市町村立小學校教員退隠料及遺族扶助料法別表に依るべき者に非ず同法第四條第二項及官吏恩給法第五條に依るべきものとす

而も大正四年八月退職當時に於て原告に月俸三十圓を受くるに止まり其の他に年功加俸を受くべき者に非りしが故に其の退隠料は九十圓となる依て

原告に對しては一面大正二年三月中の退職に付當時の俸給及加俸に照らし退職給與金を支給し一面前示小學校教員退隠料及遺族扶助料法第四條第三項により最初十年間は右退職給與金の十分の一に相當する金額を前示退隠料年額九十圓より控除し其の殘金を支給すべきものにして原告の請求する退隠料金額は過大に失するものとす

依て原告の申立を排斥し訴訟費用は原告の負担とすとの判決を求むと云ふにあり

#### 理 由

被告は大正四年九月十六日附通牒は退隠料請求權の有無を決定したるものに非ず従て明治二十五年文部省令第二號市町村立小學校教員退隠料遺族扶助料支給規則第五條の通知に非るを以て右通牒は行政上の處分により原告の權利を障害したる者と謂ふことを得ずと抗辨するも右通牒には大正二年三月三十日休職満期に依り自然退職と相成るべく候仍て右に對する退職給

與金請求後退隱料請求相成度別紙請求書一先づ及下戻候也とありて中途退職者としての退隱料は格別勤績者としての退隱料は請求することを得ざる旨の通告をなしたるものと解すべきが故に右通牒は明治二十五年四月勅令第三十二號に所謂退隱料に關する行政の處分に外ならざるものとす  
 從て被告が右通牒を發したるは市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料支給規則第五條に依り通告をなすの趣旨なりと否とを問はず之に依り權利を障害せられたりとする者は前示勅令に依り行政訴訟を提起することを得る者にして原告の訴を不合法なりとする被告の抗辨は理由なし  
 依て本案に付て審按するに小學校令施行規則第二百二十四條第一箇年の休職期間は休職發令の日より起算すべき者と解するを相當とするが故に明治四十五年三月三十一日休職を命せられたる原告の休職期間は大正二年三月三十日を以て満了すること被告主張の如しと雖も原告が在原郡○○小學校訓導に任せられたるは大正二年三月三十一日にして同日の始に於て原告は已

に○○小學校訓導たりし者と解すべく東京市○○小學校訓導休職満期と在原郡○○小學校訓導就任との間に毫も間隙あるものと謂ふことを得ず  
 從て原告は明治三十二年十月七日尋常本科正教員として東京市○○小學校訓導に就任以來大正四年八月二十四日○○小學校訓導休職満期迄十五年以上東京府内町村小學校正教員として勤績したる者なりとす  
 然れば原告は大正二年三月三十日に於ける退隱者として退職給與金を受くべき者に非ず十五年以上の勤績者として市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法第四第一項に依り同法別表の退隱料を受くるの權利ある者にして大正四年九月十六日附を以て爲したる被告の處分は不當なり而して原告にして明治三十二年十月十七日以來大正四年八月二十四日迄勤績したる者なる以上原告が退隱當時月俸三十圓の外年功加俸金額七十二圓を受くるの權利を有したるものなることは被告の認むる所にして在職年數及給料額を前示小學校教員退隱料及遺族扶助料別表に對照するに原告の受くべき退隱料

額は年額百八圓なりとす  
然れば被告は右金額の退隱料を原告に給與すべきものなるに依り主文の如く判決す

(大正六年二月十九日行政裁判所判決)

(註)本件は元東京府下某小學校訓導が東京府知事を相手取つて起した行政裁判である本件に見るが如く縣知事の恩給法の解釋が全く誤つてゐたのである若し知事の命するがままに従ひば原告たる元教員は一生を通じての大なる損害を蒙ることとなる幸に行政裁判に於て原告側が勝つて被告側の知事の方が敗訴となつたから原告側では損害を免るることができた

一、小學校教員ガ休職ヲ命セラレタル場合ニ之ニ對シ不服ノ行政裁判ヲ提起シ得ルヤ否ヤノ行政裁判

本訴は之を却下す

谷 田 次 郎

本訴の要旨は原告は北海道〇〇小學校訓導奉職中小學校令施行規則第二百一十二條第二號に依り休職を命する旨の昭和二年三月二十五日附辭令書を同月三十日交付せられたるも原告の奉職せる學校の實情を調ぶるに大正十五年に於て學級數は二十二學級昭和二年度に於ける豫定學級數は二十三學級にして原告が右の休職の辭令を受けたる當時の學級數は二十四學級に増加せられあるにかかはらず原告に對し休職を命したるは不當の處分なるを

以て復職を求むるため本訴を提起したるものにして被告は原告を復職せしむべしとの判決を求むと言ふにあり然れども法律勅令中右の如き事項に關し行政訴訟を許したる規定なきを以て本訴は之を却下すべきものとす仍て主文の如く判決す（昭和三年行政裁判所判決法新二七九九號一四頁）  
（註）小學校教員に對する休職處分に就ては法律勅令中に行政訴訟を許したる規定はないのであるから之れは受理すべきものでない隨て此の申立は却下すると云ふのである

一、病氣其ノ職ニ不堪トテ退職シ恩給ヲ請求シタルニ縣知事ハ自  
己便宜ニ依ルモノナリトノ處分ヲナシタル場合ニ之ニ對スル  
不服ノ行政裁判

原告 谷 内 一 郎  
被告 ○ ○ ○ ○

退隱料に關する原告の訴を却下す退職給與金に關する原告の請求相立たず  
訴訟費用は原告の負擔とす

事實

原告申立の要旨は原告は明治二十三年二月十二日秋田縣○○小學校正教員  
に任せられしも明治三十三年十二月十七日病氣のため退職を命せられし其

の後再同上正教員に任せられ大正五年三月病氣の故を以て退職を命せられたる者にして在職年數前後を通算して滿十五年を超ゆるものなり  
因つて原告は被告に對し大正五年三月三十一日退隱料の請求を爲したる處同年六月九日被告は原告の明治三十三年十二月十七日依願退職の事由を病氣と認めずとし請求却下の裁定を爲したり

又原告は大正七年十二月一日被告に對し明治三十三年十二月十七日病氣のため退職を命せられたること事を由とし同日迄の分に付き退職給與金の請求を爲したる處大正八年一月六日被告は該退職を自己の便宜に依るものなりとし請求却下の裁定を爲したり

然れども原告の明治三十三年十二月十七日の退職は疾病にかかり職務に堪へざるものなるが故に被告の處分は違法に原告の權利を侵害したるものなり右の次第に付被告は原告に退隱料及職給與金を給與すべし訴訟費用は被告の負担とすとの判決あらんことを求む退職給與金の請求に關し被告は疾

病にかかり其の職務に堪へざりしや否やに付ては縣知事の裁定の終審確定のものなるが故に原告の請求は理由なしと抗辨すれども被告の裁定は退職の事由を自己の便宜なりと云つにありて疾病のため其の職に堪へざりしものと認めずと云ふに在らざるを以て此の抗辨は理由なし

又退隱料請求に關し被告は原告が被告の處分後一年以上を経過したる後本訴を提起したることを事由として訴權消滅せりと抗辨すれども此の請求と退職給與金の請求とは相關聯し其の原因同一なるが故に退職給與金の請求に付き訴權ある以上は退隱料の請求に付ても訴權消滅するものに非ず隨て此の抗辨も亦理由なしと云ふにあり

被告答辨の要旨は原告が明治三十三年十二月十七日願により退職を命せられたるは病氣療養のためにして其の病狀職務に堪へざるがために非ず而して病狀職務にたへ得るや否やに付ては縣知事の裁定を以て終審確立のものなれば退職給與金に關する原告の請求は其の理由なきものなり

又退隠料の請求に關しては被告の却下處分後一年を経過し訴權消滅したる處本訴を提起したるに違法あるものなり因て原告の請求相立たず訴訟費用は原告の負担とすとの判決あらんことを求むと云ふにあり

#### 判決理由

原告が其の退隠料の請求に對する被告の却下處分を受けたる後一定の法定出訴期間内に行政訴訟を提起したるものに非ることは争なき事實なるが故に原告は該期間満了の時に於て行政訴訟をなすを得ざるに至りたるものなり退隠料の請求と退職給與金の請求とは假令同一事由を原因とするときと雖も各別の請求にして之に對する行政處分も亦各別の處分なれば退職給與金に關する處分に對し尙行政訴訟をなすことを得るものと爲すべきに非ず之を要するに退隠に關する原告の訴は法定の出訴期間の經過したる不適法のものとして之を却下すべきものとす原告が明治三十三年十二月十八日の退職は疾病のためなりとの事由を主張して被告に退職給與金の請求をなし

たるに對し被告が右退職は原告の便宜に依るものとして請求却下の處分をなしたることは争なき事實なり

然れば被告の却下處分は被告に對して原告の主張したる退職事由を否定したるものと認むる外なし然るに疾病にかかり職務にたへざりしや否やに付ては被告の裁定を以て終審確定とするものなるが故に原告は右却下の處分に對する行政訴訟法に於ては退職の事由が疾病にかかり職務に堪へざりしが故なることを以て不服の理由となすことを得ざるものとす隨て此の事由あることを理由とする原告の退職給與金の請求は理由なきものとす

(大正十年行政裁判所判決)

(註)是れは原告が行政訴訟を提起するのが遅れたがために自己の主張することが理由あるに拘らず遂に原告側の敗訴となつたのである

- 一、縣知事が誤テ恩給請求ノ基礎タル在職勤務年數算定ヲ短縮シテ計算シタルニ對シ教員ガ右ニ對シ一定ノ期間内ニ行政訴訟ヲ提起セサルタメ恩給權ヲ拋棄シタルモノト看做サレ權利ノ一部ヲ喪失シ恩給ヲ減額セラレタル事件
- 一、小學校教員ガ小學校ニ勤務中普通恩給ノ改定ノ手續ヲナサザルタメ恩給請求權ガ消滅シタル事件

小出 幸三郎

原告の請求相立たず

訴訟費用は原告の負担とす

原告は明治十五年十月七日青森縣〇〇小學校訓導に就職し同十八年四月十

六日退職し同月二十九日再び同縣〇〇小學校訓導に就職し後北海道の公立小學校訓導に轉じ同三十七年七月十四日休職満期により退職したるを以て同年十月市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法に依り同十八年四月二十九日以降の在職年十八年十一月に達し退隱料年額六十三圓の給與を受け更に同三十八年四月十九日北海道〇〇小學校訓導に就職し大正二年六月十日休職満期に因り退職し其の後同三年七月一日以降北海道の公立小學校訓導として在職し同十三年六月三十日退職したるを以て北海道長官に對し恩給の給與を請求したるに同長官は同年十一月十九日附を以て原告が明治十八年四月十六日前記訓導を免せられたるは自己便宜に依るものとし同十五年十月七日以降同日迄の在職年二年七月を除算し又原告が大正二年六月十日退職したるに拘らず其の後七ヶ年内に退隱料改定の請求をなさざりしを故を以て明治三十八年四月十九日以降同日迄の在職年八年三ヶ月を除算し結局在職年數二十八年十一月に對する普通恩給年題金三百二十八圓を給與

する旨裁定したるにより原告は大正十四年十一月一日附を以て被告に具申したるに被告は同年十二月八日附を以て具申者の申立相立たずと裁決したり原告は之に服せず本訴に及びたるものなり（中略）原告は明治十八年四月十六日青森縣〇〇小學校訓導を退職したるは自己の便宜に依りたるものに非ず従て同五年十月七日以降同日迄の在職年二年七月は之を除算すべきものに非ずと云ふも原告は明治三十七年七月十四日休職満期により退職し退隱料の給與事由生じたるものを以て右在職年二年を在職年に通算すべきや否やは恩給法第八十五條第一項に依り従前の規定に依るべきものとす而も従前の規定たる同二十五年勅令第三十二號府縣立師範學校及公立中學校兼市町村立小學教職員の退隱料遺族扶助料に關する行政訴訟法に依れば市町村立小學教正教員の退隱料に關し行政上の處分に依り權利を侵害せられたるものは一箇年内に行政訴訟を提起するを要するに拘らず原告は北海道長官の各在職年二年七月を除算して算定したる退隱料の裁定に對し行

政訴訟を提起せず従て該裁定は既に確定したるが故に右在職二年七月を除算したることに關しては最早や今日に於て争ふことを得ざるものと謂はざるべからず

原告は同三十七年十月退隱料年額金六十三圓の給與を受け更に同三十八年四月十九日北海道の公立小學教正教員に就職し勤続八年三月にして大正二年六月十日休職満期に因り退職し退隱料の改定事由生じたるものなる故其改定に關しては恩給法第八十五條第一項に因り従前の親定に依るべきものとす而して當時の規定たる市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法第九條第二項に依り小學校教員の退隱料に適用せらるる官吏恩給法第十六條に依れば恩給は之を受くべき事由の生じたる後七年内に請求せざれば其の權利を拋棄したるものとすとあるに拘らず原告は右改定事由の生じたる後七箇年内に改定を請求せざりしものなるを以て其の權利を拋棄したるものと爲すべく従て右在職年八年三月は之を通算すべき者に非ず原告は休職期



問内代用教員を拜命したる事休職期間内に復職の申請を爲したること休職期間内に復職の申請をなしたること休職満期後更に訓導に任せられ本俸を受けたること退隱料拋棄の意思なかりしこと等の事情を上げて右在職年八年三月は之を除算すべきものに非すと云ふも退隱料は之を受くべき事由生じたる後七箇年内に請求せざる以上事情の如何を問はず絶対に其の權利を拋棄したるものと看做すものなるが故に原告の主張は情狀に於て諒とすべきものなきに非すと雖も法律上採用すべき限に非ず

以上説明の如くにして北海道廳官が原告の明治十五年十月七日以降同十八年四月十六日に至る在職年二年七月及同三十八年四月十九日以降大正二年六月十日に至る在職年八年三月を除算し其の在職年を二十八年十一月と算定し右に對する普通恩給年題を金三百二十八圓と裁定し被告が之を是認したるは相當なり仍て主文の如く判決す（大正十五年九八號法二五七八號）

（註）本事案は原告の行政訴訟の提起が後れたがため原告の主張は明瞭に理

由あり當然認めらるべきものなるに拘らず遂に原告敗訴となつたのである行政裁判所でも原告の主張は情狀に於て誠に氣の毒ではあるが期間を經過して訴を起したのであるから法律上は如何ともすることができぬと説明して居る此れで原告は勤續八ヶ年三月並に二年七ヶ月合計十ヶ年十ヶ月を棒に振つたわけである

此の行政裁判所の判例は特に注意を要する判例で小學校に勤務して居るに不拘小學校教員の恩給請求權が消滅するのである（恩給法第五條註釋參照）

一、教員ノ退職許可ノ効力發生時期ハ退職願ヲ官廳ニ差出シタル  
トキ其ノ効力發生スルモノナリヤ又ハ退職許可ノ辭令發送ノ  
時ナリヤ或ハ同辭令ガ相手方（退職者）ニ到達シタルトキリ  
ノ効力發生スルモノナリヤノ裁判

田 嶋 一 夫

原告の請求相立たず

訴訟費用は原告の負担とす

凡て小學校教員退職許可の如き相手方に通知を要する行政處分は特別の規  
定なき限り其の通知も相手方に到達したるときより其の効果を生ずるもの  
とす然るに原告が退職許可辭令を受領したるは大正十四年三月二十四日な

ることは原告の認むる所なるが故に原告の退職は同日より其の効力を生じ  
たるものとす然れば本件選舉當時即四月一日に於ては原告が小學校教員を  
やめたる後一ヶ月を経過したるものに非ること明なるを以て原告は改正前  
の町村制第十五條第二項に依り町村會議員の被選舉權を有せざるものとす  
原告は同項に於て小學校教員に被選舉權を與へざる立法の精神は小學校教  
員は兒童教育の關係上其の父兄の心情を左右し選舉の神聖を害するの虞あ  
るが爲めなり然るに又原告は他村に於て小學校教員を勤めたるものなれば  
○○村に於ては議員の候補者となるも右立法の精神に違反するものに非ず  
従て同項の規定は本件の場合に適用せらるべきに非すと云ふも同項第二號  
には其の町村の文句あるに拘らず同項第五號には斯る文詞なきにみるも同  
項は小學校教員は總て被選舉權を有せざることを規定したるものにして其  
の勤務地の如何を問ふものに非すと解すべきが故に原告の主張は理由なし  
又原告は改正後の町村制に於ては小學校教員にも被選舉權を與へたるを以

て本件の場合に於ては宜しく同法を適用すべきものなりと云ふも本件選挙は町村制改正前に行はれたるものなるを以て其の主張も理由なし然れば原告の得票は町村制第二十五條第五號に該當し無効なるを以て其の當選は無効なりとす仍て主文の如く判決す（法第二七四七號九頁）

（註）本件は改正前の町村制による選挙無効の訴訟であるから現在では斯る問題は生じない只此に注意すべきは小學校教員退職許可と其の許可の効力の發生時期である教員の退職は辞職願を差出したるときに其の効力を發生するの否又は退職の辞令發表の時期が其の効力を發生する時か或は辞令書が原告に到達したる日に其の効力を發生するのが此の三點に疑があるのであるそれで此の裁判では其の三點に就き小學校教員（中等學校も同）退職許可の如き相手方に通知を要する行政處分は特別の規定なき限り其の通知が相手方に到達したるときより其の効力を生ずるものであると説明したのである

一、小學校建築ノタメ村ガ積立金ヲナシタル場合ニ之ヲ他ニ運用シ得ルヤ否ヤ

事實及理由

本件請求の要旨は長崎縣○○村會に於て○○尋常小學校改築の土木工事業を議決したるに拘らず大正三年に至る迄爭議のため實施せられざりしが郡長の仲裁により○○○○の兩大字より十戸に一人の割合にて人民總代集合し兩大字の人民は學校改築として向ふ三年間毎年十圓宛を積立金をすること協定誓約し之に基き毎年千圓宛を戸別割にて村役場に徴收し積立金三千圓に達し其の金は○○銀行に預金しあり故該金は積立人民の所有にして村有金に非るを以て其の使用方法来に就ては積立人民の意見に反することを得ざ

るものなり

然るに被告は其の使用方法につき積立人民の反対あるに拘らず之を村有金の如く装ひ大正七年十月二十一日の村會に第三號議案小學校積立金處分の件第四號議案大正七年〇〇村歳入出追加豫算附議するの件第五號議案〇〇小學校敷地均工事施行方法の件を提出し其の歳入出追加豫算書には歳入追加豫算に於て前示積立金の内より二千百七十六圓とし歳出追加豫算に於て小學校繕修費の款中建築費の項三千百七十六圓中に二千百七十六圓を計上し又臨時部同年度追加豫算三千百七十六圓中にも前示積立金の内より二千百七十六圓を繰入計上し同村會は總て提案の如く議決したり隨て原告は之れより積立金所有の權利を毀損せられたるを以て本訴に及びたる次第なり依て被告は右村會の議決を取消すべしとの判決を求むと云ふにあり然れども斯の如き事項に就き行政訴訟の提起を許したる法令の規定なきを以て本訴は受理すべからざるものとす以下略（大正七年十二月行政裁判所

### 第二部裁決)

一、小學校教員が年功加俸ノ支給ヲ求ムル行政訴訟ヲ提起シ得ルヤ

前述小學校積立金の處分と同一理由により行政訴訟を許さざる場合に該當するを以て本訴は提起し得ざるものとす（行政裁判所四十三年法六六一號二〇頁）

- 一、小學校訓導が十九年勤績シタリトテ退職料ノ支給ヲ求メタル
- 二在職年數十五年未滿ナリト却下シタル處分ニ對スル在職年數通算ニ對スル裁判

明治二十五年勅十八號

市町村立小學校教員退隱料等ノ支給ニ關スル在職年數算定ノ件 第三條  
左ニ掲クル年數及月數は正教員在職年數ヨリ除算スヘシ

二、自己ノ便宜ニヨリ退職シタルモノ又ハ免職ニ處セラレ若クハ失職ニ  
該當シタル者再就職シタルトキハ其前在職の年數及月數

四、恩給者ハ退隱料ヲ受クヘキ職ニ在ル者ニシテ市町村立小學校正教員  
ヲ兼ヌルトキハ其ノ就職中ノ年數及月數

判決

原告 宮 本 六 助  
被告 ○ ○ ○ ○

原告の請求相立たず訴訟費用は原告の負担とす

事實

原告主張の要旨は原告は元某縣○○小學校本科正教員にして明治十九年三  
月中○○小學校訓導拜命以來某縣管内の各小學校に教職をとり大正四年三

月○○小學校を病氣のため退職する迄通計十九年餘を勤續し其の間明治三  
十年五月十二日神經衰弱のため○○小學校を退職し同年九月三日○○小學  
校訓導を拜命し明治三十六年六月六日同じく神經衰弱のため退職し四十年  
四月○○小學校訓導を拜命したることあるのみ依て原告は小學校教員退隱  
料及遺族扶助料法第二條に依り退隱料を受くるの資格あるものなるに被告  
某縣知事は大正五年五月二十一日原告に對し一時給與金五十一圓を給與し  
たるに止まるを以て原告は被告に對し前示の資格認定の申立をなしたり  
然るに被告が原告は退隱料を受くるの資格なきものなりと決定し大正六年  
五月八日其の旨を原告に通達したるは不法なるに依り被告は原告に對し小  
學校教員退隱料を支給すべし訴訟費用は被告の負担とすとの判決を求むと  
謂ふにあり

被告答辯の要旨は原告が明治三十年五月十二日同三十六年六月六日の兩度  
退職したるは孰れも家事の都合に因りたるものなることは乙第一號證乃至

乙第四號證に依り疑を挿むの餘地なし然れば明治三十六年六月六日以前の在職年數は退隱料支給上在職年數より除算すべきものにして原告は小學校教員退隱料及遺族扶助料法第二條に因り退隱料を支給せらるべき者に非ず依て原告の請求を排斥し訴訟費用は原告の負担とせられんことを求むと謂ふにあり

理 由

乙第一號證（明治三十年四月九日付原告の辭職願書）乙第二號證及乙第三號證に依れば原告が明治三十年五月十二日〇〇小學校訓導を退職同三十六年六月六日〇〇小學校訓導を退職したるは何れも家事上の都合に依りたるものと認むるを相當とす

然れば明治三十六年六月六日以前の在職年月は明治二十五年勅令第十八號第三條により退隱料の支給に關し在職年數より除算すべきものにして原告の在職年數は十五年に満たざるものとす従て原告は市町村立小學校教員退

隱料及遺族扶助料法による退隱料を受くべき者に非るを以て被告が原告の退隱料請求を排斥したるは不當に非ず依て主文の如く判決す（大正七年行政裁判所判決）

教育界ニ起リタル裁判トソノ判決（終）

警察犯處罰令註釋

### 警察犯處罰令註釋

第一條 左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ三十日未滿ノ拘留ニ處ス

一、故ナク人ノ居住若クハ看守セサル邸宅建造物及船舶内ニ潜伏シタル者

二、密賣淫ヲ爲シ又ハ其ノ媒介若クハ容止ヲ爲シタル者

(註) 密賣淫ノ容止ヲナストハ密賣淫ノ場所ヲ供給シテ之ヲ幫助スルノ義ナリ (大正四年大審院判決)

三、一定ノ住所又ハ生業ナクシテ諸方ニ徘徊スルモノ

四、故ナク面會ヲ強請シ又ハ強談威迫ノ行爲ヲ爲シタル者

(註) 脅迫罪ヲ構成スルニ至ラサル程度ノ強制威嚇ヲ指ス

第二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三十日未滿ノ拘留又ハ二十圓未滿ノ



科料ニ處ス

一五六

- 一、合力喜捨ヲ強請シ又ハ強テ物品ノ購買ヲ求メタル者
- 二、乞食ヲナシ又ハ爲サシメタル者
- 三、濫リニ寄附ヲ強請シ又ハ收利ノ目的ヲ以テ強テ物品入場券等ヲ配付シタル者
- 四、入札ノ妨害ヲ爲シ又ハ共同入札ヲ強請シ若クハ落札人ニ對シ其ノ事業又ハ利益ノ分配若クハ金品ヲ強請シタル者
- 五、他人ノ業務ニ對シ惡戯又ハ妨害ヲ爲シタル者
- 六、新聞紙雜誌其ノ他ノ方法ヲ以テ誇大又ハ虛偽ノ廣告ヲ爲シ不正ノ利ヲ得タル者
- 七、新聞紙雜誌其ノ他ノ出版物ノ購賣又ハ廣告掲載ニ付強テ其ノ申込ヲ求メタル者
- 八、申込ナキ新聞紙雜誌其ノ他ノ出版物ヲ配付シ又ハ申込ナキ廣告ヲ爲

シ其ノ代金ヲ請求シタル者

(註) 申込ナキ出版物ヲ配付シ代金ヲ請求セハ本項ニ該當ス強要スルヲ要セス (大正二年大審院判決)

- 九、祭事祝儀又ハ其ノ行列ニ對シ惡戯又ハ妨害ヲ爲シタル者
- 十、自己占有ノ場所内ニ老幼不具又ハ疾病ノ爲扶助ヲ要スル者若クハ人ノ死屍死骸アルコトヲ知リテ速ニ警察官吏ニ申告セサルモノ  
前項ノ死屍死骸ニ對シ警察官吏ノ指揮ナキニ其ノ現場ヲ變更シタル者
- 十一、公衆ノ事由ニ交通シ得ル場所ニ於テ濫リニ車馬舟筏其ノ他ノ物件ヲ置キ又ハ交通ノ妨害トナルベキ行爲ヲ爲シタル者
- 十二、公衆ノ自由ニ交通シ得ル場所ニ於テ喧噪シ横臥シ又ハ泥酔シテ徘徊シタル者
- 十三、公衆ノ自由ニ交通シ得ル場所ニ於テ危險ノ虞アルトキ點燈其ノ他

一五七

豫防ノ装置ヲナスノ義務ヲ怠リタル者

十四、劇場寄席其ノ他公衆會内ノ場所ニ於テ會衆ノ妨害ヲ爲シタル者

十五、雜沓ノ場所ニ於テ制止ヲ肯セス混雜ヲ増スノ行爲ヲ爲シタルモノ

十六、人ヲ狂惑セシムヘキ流言浮説又ハ虚報ヲ爲シタル者

十七、妄リニ吉凶禍福ヲ説キ又ハ祈禱符呪等ヲ爲シ若ハ守札類ヲ授與シ

テ人ヲ惑ハシタル者

十八、病者ニ對シ禁厭祈禱符呪等ヲ爲シ又ハ神符神水等ヲ與ヘ醫療ヲ妨

ケタル者

(註) 祈禱禁厭符呪ノ如キ所爲ハ法令ノ禁スル所ニ非ス又醫療ト相容レサ

ルモノニ非ス但之等ノ方法ニヨリ醫療ヲ礙妨スル場合ニ於テ始メテ

虚眠セラルヘキモノトス(大正四年大審院判決)

十九、濫リニ催眠術ヲ施シタル者

二十、官職位記勳爵學位ヲ詐ハリ又ハ法令ノ定ムル服飾徽章ヲ借用シ若

クハ之ニ類似ノモノヲ使用シタル者

二十一、官公署ニ對シ不實ノ申述ヲナシ又ハ義務アル者ニシテ故ナクソ

ノ申述ヲ肯セサル者

二十二、人ノ飲用ニ供スル淨水ヲ汚穢シ又ハソノ使用ヲ妨ケ若クハソノ

水路ニ障礙ヲ爲シタル者

二十三、河川溝渠又ハ下水路ノ疏通ヲ妨クヘキ行爲ヲ爲シタル者

二十四、自己又ハ他人ノ身體ニ刺文シタル者

二十五、出入ヲ禁止シタル場所ニ濫ニ出入シタル者

二十六、官公署ノ榜示シ若クハ官公署ノ指揮ニ依リ榜示セル標條ヲ犯シ

又ハ其ノ設置ニ係ル榜標ヲ汚淡シ若ハ撤去シタル者

二十七、水火災其ノ他ノ事變ニ際シ制止ヲ肯セスシテ其ノ現狀ニ立入り

若クハ其ノ場所ヨリ退去セス又ハ官吏ヨリ援助ノ求ヲ受ケタルニ不

拘傍觀シテ之ニ應セサル者

二十八、濫リニ他人ノ標燈又ハ社寺道路公園其ノ他ノ公衆用ノ常燈ヲ消シタル者

二十九、他人ノ田野園圃ニ於テ菜果ヲ採摘シ又ハ花卉ヲ採折シタル者

(註)他人ノ畑地ニ於テ桑葉ヲ窃取シタル者ハ刑法上ノ窃盜罪ニシテ本罪ニ該當セス(大正四年大審院判決)

三十、使用者ニシテ勞役者ニ對シ故ナク自由ヲ妨ケ又ハ苛酷ノ取扱ヲ爲シタル者

三十一、濫リニ他人ノ身邊ニ立寄り又ハ追隨シタル者

三十二、他人ノ身體物件又ハ之ニ害ヲ及スベキ場所ニ對シ物件ヲ拋棄シ又ハ放射シタル者

三十三、神祠佛堂禮拜所墓所碑表形像其ノ他之ニ類スル物ヲ汚損シタル者

三十四、人ノ死屍又ハ死骸ヲ隱匿シ又ハ他物ニ紛ハシク擬裝シタル者

三十五、一定ノ飲食物ニ他物ヲ混シテ不正ノ利ヲ圖リタル者

三十六、不熟ノ果實腐敗ノ肉類其ノ他健康ヲ害スヘキ飲食物ヲ營利ノ用ニ供シタル者

三十七、濫リニ他人ノ轉キタル舟筏牛馬其ノ他ノ獸類ヲ解放シタル者

第三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ二十圓未満ノ科料ニ處ス

一、許可ナク人ノ死屍又ハ死骸ヲ解剖シ又ハ之カ保存ヲ爲シタル者

二、公衆ノ目ニフルヘキ場所ニ於テ祖禍裸程シ又ハ臀部股部ヲ露ハシ其ノ醜態ヲ爲シタル者

(註)本項ハ公衆ヲシテ不快ノ念ヲ抱カシムヘキ風俗ヲ處罰スル者ナル故容易ニ公衆ノ目ニフルヘキ場所ナル以上ハ家屋ノ内外ヲ問ハス醜體ヲ露ハスヲ禁止スル注意ナリ(大正二年大審院判決)

三、街路ニ於テ尿尿ヲナシ又ハナサシメタル者

四、濫リニ鐵砲ノ發射ヲナシ又ハ火藥其ノ他劇發スヘキ物ヲ玩ヒタル者

五、家屋其ノ他ノ建造物若クハ引火シ易キ物ノ近傍又ハ山野ニ於テ濫リニ火ヲ焚ク者

六、石灰其他自然發火ノ虞アル物ノ取扱ヲ忽ニシタル者

七、開業ノ醫師産婆故ナク病者又ハ妊婦産婦ノ招キニ應セサル者

八、故ナク官公署ノ召喚ニ應セサル者

(註)本項ハ官公署ノ召喚ニ應シ出頭スル義務アル者カ正當ノ事由ナクシテ召喚ニ應セサル違法ノ行爲ヲ處罰スル旨趣ナリトス (大正三年大

審院判決)

九、炮煮洗滌剥皮等ヲ要セス其ノママ食用ニ供スヘキ食物ニ覆蓋ヲ設ケ

ズ店頭ニ陳列シタル者

十、濫リニ禽獸ノ死屍又ハ汚穢物ヲ棄擲シ又ハ之レカ取除ノ義務ヲ怠リタル者

十一、監置ニ係ル精神病者ノ監護ヲ怠リ屋外ニ徘徊セシメタル者

十二、濫リニ犬其ノ他ノ獸類ヲ嗾シ又ハ驚逸セシメタル者

十三、狂犬猛獸等ノ繫縛ヲ怠リ逸走セシメタル者

十四、公衆ノ目ニフルヘキ場所ニ於テ牛馬其ノ他ノ動物ヲ虐待シタル者

十五、濫リニ他人ノ家屋具ノ他ノ工作物ヲ汚漬シ若クハ之ヲ貼紙ヲナシ又ハ他人ノ標札招牌賣貸家札其ノ他標榜ノ類ヲ汚漬シ若クハ撤去シタル者

十六、橋渠又ハ堤防ヲ損壞スルノ虞アル場所ニ舟筏ヲ繫キタル者

十七、通路ナキ他人ノ田圃ヲ通行シ又ハ此ニ牛馬諸車ヲ牽キ入レタル者

第四條 本令ニ規定シタル違反行爲ヲ教唆シ又ハ幫助シタル者ハ各本條ニ照シ之ヲ罰ス但シ状況ニ依リ其ノ刑ヲ免除スルコトヲ得

◎新聞紙上ニ廣告謹賀新年ノ如キモノヲ含ムノ掲載ヲ強要スル者ニ對スル警察犯處罰令ノ適用

警察犯處罰令第二條ニ曰ハク左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三十日未滿ノ

拘留又ハ二十圓未滿ノ科料ニ處ストアリ又第二條第七號ニ新聞雜誌其ノ他ノ出版物ノ購讀又ハ廣告掲載ニ付強テ其ノ申込ヲ求メタル者トアリ本條ニ依テ廣告ノ掲載ヲ強要スルモノニ對シテハ相當ノ處分ヲナスコトヲ得ヘシ尙本條ハ廣告ノ掲載ニ代金ノ支拂ヲ要スル場合ノミナラス代金ノ支拂ヲ要セサル廣告ニ就テモソノ掲載ヲ強要スルモノニ對シテハ本條ノ適用アルモノトス

○新聞雜誌等ヲ勝手ニ送達シ又ハ勝手ニ廣告ヲナシ後ニ代金ヲ請求スルモノニ對スル同法ノ適用警察犯處罰令第二條第八號ニ申込ナキ新聞雜誌其ノ他ノ出版物ヲ配付シ又ハ申込ナキ廣告ヲナシ其ノ代金ヲ請求シタルモノトアリ本條ニヨリ新聞雜誌ヲ勝手ニ配布シ後ニ代金ヲ請求スル者ニ對シテハ其ノ處分ヲナスコトヲ得ヘシ本條ニ代金ヲ請求ストアルノミニシテ強要スルコトヲ必要トスルモノニ非ス故ニ單ニ代金ヲ請求シタルノミニテ本條ノ適用ヲ受クルモノトス

○面會ヲ強要シ又ハ強談ヲナスモノニ對スル同法ノ適用

警察犯處罰令第一條ニ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三十日未滿ノ拘留ニ處ストアリソノ第四號ニ故ナク面會ヲ強要シ又ハ強談威迫ノ行爲ヲ爲シタル者トアリテ正當ノ理由ナク他人ニ面會ヲ強要スル者ニ對シテハ本條ノ適用ヲアルモノトス又強談トハ脅迫罪ヲ構成セサル程度ノ強制威嚇ノ行爲ニシテ若シソノ威嚇ニシテ程度ヲ越ストキハ當然刑法上ノ脅迫罪ヲ構成スルニ至ルモノトス

○教育者カ新聞記者又ハ暴力團等ニ脅迫セララルル場合ニ秘密ニ警察署ニ取締方ヲ依頼スル書式

某校長カ地方ノ小新聞記者ヨリ金二百圓ノ借入レヲ申込マレタ小學校長ニトツテ二百圓ハ大金ヲアルカラ之ヲ斷ツタトコロカソノ新聞記者ハソノ後數日ニシテ半紙一枚位ノ新聞ニソノ學校ノ惡口ヲ滿載シ校門ノ出口ニテ歸ル生徒ニ此ノ新聞一枚宛ヲ配布シタソレニハ此ノ校長モ弱ツテ遂

ニ新聞記者ノ要求ヲ容レテ取消ノ新聞ヲ配布サセタノテアル  
コレニ味ヲシメテ此ノ新聞記者ハ又他ノ小學校長ニ同様ノ手段ヲ用ヒタ  
校長ヨリ編者ハ相談ヲ受ケタノテ次ノ方法ヲトツタ  
先ツソノ地方ノ小學校長連署ヲ警察署長宛ニ秘密ニ取締方願書ヲ差出ス  
コト是レハ公ニ訴ヘルトキハ却テウルサイカラテアル

取締方願書

東京府

郡

町

番地

何何學校長

何 某

東京府

郡

町

番地

何何學校長

何 某

一、何何新聞記者某ハ小職等ヲ威嚇シ甚タ因却致シ居リ候ニ付何卒相當ノ  
御取締被下度願上候

事實

一、何何新聞記者某ハ何年何月何日何々小學校長ニ對シ金二百圓ノ借入レ  
ヲ申込ミタリ同校長ハ之ヲ斷リタルニ某ハ之ヲ怒リ同校長ノ惡口ヲ記  
載シタル新聞紙ヲ無料ニテ同校兒童ニ配布シ以テ右校長ヲ威嚇シタリ  
依テ已ムヲ得ス右校長ハ某ノ要求ヲ容レ金二百圓也ヲ彼レニ渡シ以テ  
該新聞記事ノ取消ヲナサシメタリ

二、何年何月何日何々小學校長ニ對シ前ノ如ク金何圓ノ借入方ヲ申込ミタ  
リ若シ右校長ニシテ此ノ申込ヲ斷ルトキハ彼レハ惡口ヲ記載シタル新  
聞紙ヲ直ニ配布スルコト明ナリ

三、右校長ニシテ彼レノ要求ヲ容ルルトキハ順次他ノ校長モ同様ノ被害ヲ  
蒙ルニ至ルヘキナリ

以上ノ如キ事情ニテ甚タ因却致シ居リ候殊ニ教育者タル立場上之ヲ公  
ニ訴フルカ如キコトハ好マシキコトニ非ルノミナラス種種教育上モ考  
慮スヘキ點モ有之候條何卒事ヲ穩便ニシカモ彼レヲシテ再ヒカカル事

恩給法註釋

ヲナサシメサル様御取締被下度偏ニ願上候也

年 月 日

右

何某印

右

何某印

何々警察署長殿

此願書ヲ新聞記者ハ拘留七日ニ處セラレソノママ何レニカ逃亡シテ事  
済トナツタ

警察犯處罰令註釋(終)

# 恩給法註釋

大正十二年四月十四日法律第四八號

## 第一章 總 則

第一條 公務員及之ニ準スヘキ者並其ノ遺族ハ本法ノ定ムル所ニ依リ恩給ヲ受クルノ權利ヲ有ス

### ◎ 恩給ノ債務

國庫支辨ニ屬スル恩給ノ債權ニ付テハ國稅徵收法ノ適用上債務者ハ貯金局ナリトス (大正十五年第一〇三號行政裁判所判決)

第二條 本法ニ於テ恩給トハ普通恩給、增加恩給、一時恩給、傷病賜金、扶助料及一時扶助料ヲ謂フ

普通恩給、增加恩給及扶助料ハ年金トシ一時恩給、傷病賜金及一時扶助料ハ一時金トス



◎ 恩給ノ種類ヲ規定シタルモノナリ

第三條 年金タル恩給ノ給與ハ之ヲ給スヘキ事由ノ生シタル月ノ翌月ヨリ之ヲ始メ權利消滅ノ月ヲ以テ終ル

◎ 年金タル恩給ノ給與期間ヲ定メタルモノニシテ昭和四年八月十日依願免小學校訓導トアレバ退職ノ翌月タル九月ヨリ恩給ヲ給ス

◎ 増加恩給ノ給與ノ始期ハ何時ナリヤ

増加恩給給與ノ始期ハ症狀固定ノ時ヨリ相當ノ増加恩給ヲ給スヘキモノナレトモ症狀固定ノ日ハ往往ニシテ判明セサル場合アルヲ以テソノ日判明セサルトキハ診斷書作成ノ日附ヲ以テ症狀固定ノ日ト看做シテ實際上ノ取扱ヲナス

◎ 公務員死亡後胎兒ハ何時ヨリ恩給ヲ請求シ得ルヤ

公務員死亡後其ノ子タル胎兒出生シタルトキハ公務員死亡ノ翌月ヨリ恩給ヲ給與スヘキカ當然ナレトモ未タ出生セサルモノニ對シテ恩給ヲ

給與スルカ如キハ正當ナリト云フ能ハサルカ故ニ胎兒ハ出生ノトキヨリ恩給ヲ支給スヘキモノト解ス (大正十五年五三〇裁定)

第四條 恩給年額竝一時恩給及一時扶助料ノ額ノ圓位未滿ハ之ヲ圓位ニ滿タシム

◎ 恩給金額切上ケノ規定ナリ

第五條 恩給ヲ受クルノ權利ハ之ヲ給スヘキ事由ノ生シタル日ヨリ七年間請求セサルトキハ時効ニ因リテ消滅ス

◎ 恩給權ノ消滅時效ヲ規定シタルモノニシテ普通ハ政府ニ對スル金錢ノ給付ヲ目的トスル消滅時效ハ五年ナレトモ恩給ハ七年ナリ

◎ 市町村立小學校職員ノ退隱料遺族扶助料ニ關スレ行政訴訟法ニヨレハ市町村立小學校正教員ノ退隱料ニ關シ行政上ノ處分ニヨリ權利ヲ侵害セラレタルモノハ一箇年内ニ行政訴訟ヲ提起スルヲ要スルニ不拘原告ハ北海道長官ノ右在職二年七ヶ月ヲ除算シタル退隱料ノ裁定ニ對シ行

政訴訟ヲ提起セス從テ該裁定ハ既ニ確定シタリ（大正十五年行政裁判所判決）

◎ 恩給ハ之ヲ受クヘキ事由生シタル後七ケ年内ニ請求セサル以上事情ノ如何ヲ問ハス絶體ニ其ノ權利ヲ拋棄シタルモノト看做スモノナルカ故ニ後ニ至リ之ヲ争フコトヲ得サルモノトス（同上）

◎ 小學校ニ勤務中ナルニ不拘恩給請求權カ消滅スル場合アリヤ  
例一、小學校訓導ヲ明治三十七年退職  
退隱料ヲ受ク

二、同訓導ヲ明治三十八年拜命（再就職）

三、同訓導ヲ大正三年退職

四、同訓導ヲ大正四年拜命（再再就職）

五、同訓導ヲ大正十三年退職

大正十三年退職シタルニヨリ恩給ノ給與ノ請求ヲナス  
然ルニ大正三年退職シタル場合ニ退隱料ノ改定ノ手續ヲ七ケ年内ニナ

ササレハ此ノ間ノ在職即明治三十八年ヨリ大正三年迄ノ在職期間八年  
餘ハ恩給ノ請求ヲナスヲ得サル期間トナルヲ以テ此ノ期間中ノ在職年  
ハ除算セラレ恩給請求權ノ一部ハ消滅スルモノトス（第六條參照）

第六條 普通恩給又ハ増加恩給ヲ受クルノ權利ヲ有スル者退職後一年内ニ  
再就職スルトキハ前條ノ期間ハ再就職ニ係ル官職ノ退職ノ日ヨリ進行ス  
前項ノ規定ハ普通恩給又ハ増加恩給ヲ受クルノ權利ヲ有スル者退職後一  
年内ニ第四十二條第一項第一號ニ規定スル宮内職員トシテ就職シタル場  
合ニ付之ヲ準用ス

◎ 本條ハ恩給請求權ノ消滅時効ノ中断ヲ規定シタルモノナレトモ恩給法  
第八十五條第一項ノ規定ニヨリ本條ハ著シク制限ヲ受ケ本法施行前ニ  
給與事由ノ生シタルモノニ就テハ從前ノ規定ニ由ルヘキモノトス  
（第五條參照）

第七條 時効期間滿了前二十日内ニ於テ天災其ノ他避クヘカラサル事變ノ

爲請求ヲ爲スコト能ハサルトキハ其ノ妨礙ノ止ミタル日ヨリ二十内ハ時効完成セス

時効期間滿了前六月内ニ於テ前權利者生死若クハ所在不明ノ爲又ハ未成年者若ハ禁治産者法定代理人ヲ有セサル爲請求ヲ爲スコト能ハサルトキハ請求ヲ爲スコトヲ得ルニ至リタル日ヨリ六月内ハ時効完成セス

時効期間滿了前ニ適法ニ請求書ヲ發シタルコトノ通信官署ノ公證アルトキハ時効期間内ニ權限アル官公署ニ到達セサルモ之ヲ時効期間内ニ到達シタルモノト看做ス

◎本條ハ恩給請求權消滅時効ノ停止ヲ規定シタルモノナリ

第八條 公務員若ハ之ニ準スヘキ又ハ其ノ遺族互ニ通算セラル得ヘキ年又ハ同一ノ傷病ヲ理由トシテ二以上ノ恩給ヲ併給セラルヘキ場合ニ於テハ其ノ者ノ選擇ニ依リ其ノ一ヲ給ス但シ特ニ併給スヘキコトヲ定メタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

公務員若ハ之ニ準スヘキ者又ハ其ノ遺族互ニ通算セラレ得ヘキ在職年又ハ同一ノ傷病ヲ理由トシテ本法ニ依ル恩給ト宮内官ノ恩給規定ニ係ル恩給トヲ給セラルヘキ場合ニ於テ宮内官ノ恩給規程ニ依ル恩給ヲ給セラレタルトキハ本法ニ依ル恩給ハ之ヲ給セス

◎恩給ハ原則トシテ同一人ニ二以上ノ恩給ヲ併給スルコトヲ回避シ公務員カ二以上ノ官職ヲ併有スルトキハソノ選擇ヲ許スヘキモノトス

◎新恩給法カ二以上ノ恩給ヲ併給スル場合

一、增加恩給普通恩給ト常ニ併給セラル

二、傷病賜金普通恩給又ハ一時恩給ト併給セラルルコトアリ

注意 教育職員ニハ特別規定アルコトニ注意ヲ要ス

◎文官ニ任セラレタル後待遇職員トナリ兩官職ヲ併有スル者退官シ待遇職員トシテ恩給ヲ請求スル場合ノ在職年ノ定メ方

此ノ場合ノ在職年ヲ定ムルニハ待遇職員トシテ任命セラレタル後ノ在

職年ノミヲ計算スルトキハ文官ニ任命セラレタル後ノ在職年ヲ失フコトトナルガ故ニ文官就職ノ月ヨリ起算シ待遇職員ノ恩給ノ在職年ヲ定ムルモノトス

○小學校教員十年郡視學三年縣視學七年郡長五年ヲ勤續シタル場合ニハ二個ノ恩給權發生ス何レヲ撰ブガ有利ナリヤ

此ノ場合ハ二箇ノ恩給權發生スベシ郡長トシテノ恩給(郡長五年縣視學七年郡視學三年計十五年)及縣視學トシテノ恩給(教員十年郡視學三年縣視學七年計二十年)ノ二ツアリ此ノ内何レカーヲ撰擇シテ請求シ得ルモノナレバ其ノ多額ノ方ヲ請求セバ可ナリ

○武官恩給ト文官恩給トハ之ヲ併給スルヤ

行政裁判所ノ判決ハ初メ併給スルモノナリトノ判決ヲ下シタルコトアリシガ近時ハ之ヲ更メ文官恩給ト武官恩給トハ之ヲ併給セズ文官恩給ト武官恩給トヲ比較シソノ多額ノ方ヲ給與スベキモノナリトノ判決ヲ

ナシタリ(大正十三年一六四號行政裁判所判決同趣旨)

○小學校教員十五年縣視學三年郡長五年ヲ勤務シ縣視學トシテ最終恩給ヲ受ケ殘餘ノ郡長五年ニ就キ一時恩給ヲ請求シ得ルヤ

此ノ場合ニハ一時恩給ヲ請求シ得ルガ如キモ本條ノ趣旨ヨリ見ルトキハ一時恩給ハ請求シ得ザルモノトス若シ一時恩給ヲ請求シ得ルモノトセバ恩給法ガ恩給ノ併給ヲ避ケンノ撰擇ヲ許シタル趣旨ニ反スレバナ  
第九條 年金タル恩給ヲ受クルノ權利ヲ有スル者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ權利消滅ス

一、死亡シタルトキ

二、死刑又ハ無期若ハ六年以上ノ懲役若ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタトキ

三、國籍ヲ失ヒタルトキ

○年金恩給權ノ一般消滅原因ヲ規定シタルモノナリ

第十條 恩給權者死亡シタルトキハ其ノ生存中ノ恩給ニシテ給與ヲ受ケザ